



第2次
宍粟市
総合計画

人と自然が輝き
みんなで創る 夢のまち

平成28(2016)年3月
宍粟市

宍粟市民憲章

(平成 21 年 3 月 1 日制定)

わたしたちの宍粟市は、豊かな森林と清流、
そして悠久の歴史と文化のもとで発展してきたまちです。
わたしたちは、かけがえのないこのふるさとを誇りとし、
未来に輝く宍粟市の創造をめざして、次のことを誓います。

育てていきたい
宍粟を築く
かがやく笑顔

大切にしたい
敬うところ
支えあいの輪

伝えていきたい
祖先のあしあと
先人の知恵

守っていきたい
四季を織りなす
豊かな自然

市花 ささゆり

平成 17 年 11 月 20 日制定



細長い葉がササに似ていることから名付けられ、市内各所の山裾に自生します。6月から7月に清楚な細長い漏斗型の淡紅色から白色の花を咲かせます。

市章

平成 17 年 4 月 1 日制定



播磨の豊かな緑に包まれて、明るく輝き元気に育っていく子どもの姿をイメージしており、人と自然が共に響きあいながら発展してく市の様子を表現しています。

市木 ブナ

平成 17 年 11 月 20 日制定



市内では、氷ノ山周辺や三室山周辺、藤無山周辺の山頂や尾根に分布します。その公益的機能から「環境適合型社会の構築」のシンボリックな木となっています。

ごあいさつ



宍粟市は平成 28 年 4 月で新市合併 11 年目を迎えます。

平成 17 年に宍粟市が発足してからこれまでの 10 年間は、第 1 次総合計画に基づき、地域の一体感の醸成と均衡ある市の発展をめざし、新たなまちづくりへの取組みを進めてまいりました。

現在、我が国では少子高齢化による人口の減少、それに伴う地域コミュニティ機能の低下、環境・エネルギー問題の顕在化や自然災害を契機とした防災ニーズの高まりなど、様々な課題を伴う急速な時代の変遷期を迎えており、本市においても人口減少、少子高齢化、過疎化の進行は深刻な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、今後ますます複雑、多様化する市民のニーズや行政課題に対応するとともに、人口減少を最小限に止め持続可能なまちづくりを進めていくため、人口減少対策を最重点課題として、これから 10 年間で本市がめざす姿の実現に向けた道筋を示す「第 2 次総合計画」を策定しました。

本市には、先人から受け継がれてきた豊かな自然や歴史、伝統、文化といった魅力ある地域の資源が数多くあります。これら魅力ある資源を活かしながら、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていくことこそが、将来像の理念として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現につながるものと考えます。

市民一人ひとりが「住んで良かった」、「いつまでも住み続けたい」と思えるようなまちとするため、市民をはじめとする多様な主体と行政が共に考え、共に力を合わせ、それぞれの立場で役割を担い、責任を果たしながら参画と協働によって活力のあるまちづくりを進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、様々な機会を通してご意見をいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 28 (2016) 年 3 月

宍粟市長 福元 晶三

宍粟市の概要

1. 地理と自然・気候

◆地理

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は姫路市・朝来市・神河町、南部はたつの市、西部は佐用町や岡山県と接しています。京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が市内で交差する播磨地方内陸部の交通の要衝となっており、市内中心部から県庁所在地の神戸市までが約 100km、近畿地方の中心である大阪市までが 140km の位置にあります。

宍粟市の面積は、兵庫県土の約 7.8% を占める 658.54km² となっており、東西方向約 32km、南北方向が約 42km の広がりを持っています。

◆自然・気候

宍粟市は約 9 割を山地が占めており、平地が少ない状況にあります。

気候は、北部地域では日本海型気候の影響を受けており寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受けており温暖な気候となっています。

2. 沿革・歴史

【全域】

平成 17（2005）年 4 月 1 日に旧宍粟郡山崎町、同一宮町、同波賀町及び同千種町が合併し宍粟市が誕生しました。

この宍粟市は、奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」によると、7 つの里をもって宍粟郡（しさわのこおり）として建郡され、風土記に記された播磨の国の開拓神「伊和大神」の本拠である歴史と伝統のふるさとであり、市内には古代からの遺跡をはじめ、南北朝時代から戦国時代にかけての史跡や伝統的な祭り、また、神話・伝説なども多数残されています。

【地域】

山崎町域は、江戸時代初頭に藩主として池田輝澄が入封して以来、城下町として発展を見せ、地域独自の歴史・文化が築かれてきました。また、古くから当地域の経済・文化・交通の中心として重要な役割を果たしてきました。

一宮町域は、県下でも検出例の少ない縄文時代から中世にかけての大規模な複合遺跡、竪穴式住居による家原遺跡が発見されるなど、兵庫県の縄文時代の指標ともなる重要な遺跡や国重要文化財の御形神社などの歴史・文化遺産を数多く有しています。

波賀町域は、平安時代には京都石清水八幡宮の荘園として組み入れられ、13 世紀より町名の由来となった波賀城を天正 13（1585）年まで構え、歴史・文化が築かれてきました。

千種町域は、古代以降明治期まで主として日本刀の原材料として名声をはせた「千草鉄」を産出し、たたら製鉄所の遺跡が町内のいたる所で見られるなど、鉄の郷として繁栄してきました。

3. 特性

◆自然環境

市内には、兵庫県下最高峰の氷ノ山、第2峰の三室山、第3峰の後山という1,000mを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かなまちです。

また、兵庫県下を代表する清流である一級河川揖保川や日本名水百選の千種川をはじめ、福知渓谷・赤西渓谷・音水渓谷等の景勝地、日本の滝百選の原不動滝、かおり風景百選の千年藤、花菖蒲園、最上山公園（もみじ山）など、豊かで美しい自然資源や風景が四季折々の風情を織りなしています。

◆産業

広大な森林面積を有するこの地域は、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の生産が地場産業として栄えました。特に、宍粟材の県内素材生産量に占める割合は約1/3となっており、県内有数の木材産地となっています。また、道路交通網が整備された現在、大型量販店を中心としたロードショップが立ち並ぶ商業施設と、恵まれた気候風土や豊かな自然を活用した観光農林業を振興する地域を有することにより、商工業と農林業、観光産業が融和した特色ある地域へと発展を遂げています。

◆観光

豊かな自然を有する宍粟市には、市内の1,000m級の山々を源とする清流が地域内を流れ、また多くの名水を有しています。さらに、各地の渓谷が四季を通じて、美しい景観美を生み出しています。また、縄文時代、古墳時代といった古代から、江戸時代に至るまでの歴史を今に伝える遺跡等が分布し、神社を中心に伝わる祭事、伝統芸能が継承されています。

さらに、地域内には温泉を多数有し、これらを利用した健康・交流施設や、スキー場、キャンプ場、湖沼といった四季を通じたレクリエーション施設、スポーツ施設も豊富にあります。

◆交通環境

宍粟市には鉄軌道がなく、バスや自動車による交通に依存しています。道路網は、南部に京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道29号、市北部を東西に結ぶ国道429号が広域幹線道路となっています。また、これらと連結する主要地方道宍粟新宮線・宍粟下徳久線・養父宍粟線・若桜下三河線をはじめ、田井中広瀬線・千種新宮線等の県道で構成されています。

公共交通としては、中国自動車道を通るハイウェイバスが県内・県外の各都市を結ぶとともに、平成27（2015）年度からは、市内における公共交通の空白地の解消と交通弱者への利便性の向上を目的とした新たな体系によるバス路線の運行を行っています。

目次

I はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 第1次総合計画によるまちづくり	3
3. 第2次総合計画の基本的な考え方	5
4. 計画の構成と期間	6
II 基本構想	7
■ 第2次宍粟市総合計画の体系	8
第1章 宍粟市の概況	10
1. 人口の推移と将来見通し	10
2. 人口動態等の状況	14
3. 世帯の状況	16
4. 町域・自治会における高齢化の状況	17
5. 産業の状況	18
6. 財政の推移と見通し	20
7. 市民意識の状況	22
第2章 宍粟市の最重要課題（人口減少対策）	26
第3章 宍粟市の将来像	28
1. 将来像の理念	28
2. 将来の地域構造	29
第4章 人口ビジョンと定住促進重点戦略	32
1. 人口ビジョン	32
2. 定住促進重点戦略	33
第5章 まちづくりの基本目標と基本方針	38
1. 住み続けたい、住んでみたいまち	38
2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち	40
第6章 計画の着実な推進に向けて	42
1. 参画と協働のまちづくりの推進	42
2. 持続可能な行財政運営の推進	45
III 前期基本計画	47
■ 前期基本計画の体系	50
第1章 住み続けたい、住んでみたいまち	51
1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり	52
基本施策1 農業の振興	54
基本施策2 林業の振興	56
基本施策3 商工業の振興	58
基本施策4 観光の振興	62

2. 快適に暮らせるまちづくり	66
基本施策5 生活景観の保全	68
基本施策6 住環境整備、土地利用の推進	70
基本施策7 道路網の整備	72
基本施策8 上下水道の整備	74
基本施策9 公共交通の充実	76
3. 環境にやさしいまちづくり	78
基本施策10 自然環境の保全	80
基本施策11 資源循環型社会の構築	82
基本施策12 再生可能エネルギーの活用	84
4. 安全で安心なまちづくり	86
基本施策13 防災体制の充実	88
基本施策14 消防・救急体制の充実	90
基本施策15 防犯・交通安全の推進	94
第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち	97
5. 子どもが健やかに育つまちづくり	98
基本施策16 子育て支援の推進	100
基本施策17 就学前教育の充実	102
基本施策18 学校教育の充実	104
基本施策19 青少年健全育成の推進	106
6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり	108
基本施策20 健康づくりの推進	110
基本施策21 医療体制の充実	112
基本施策22 高齢者福祉の充実	116
基本施策23 障がい福祉の充実	118
基本施策24 地域福祉の充実	120
7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり	122
基本施策25 生涯学習の推進	124
基本施策26 文化・芸術活動の推進	126
基本施策27 スポーツ活動の振興	128
基本施策28 人権教育・啓発の推進	130
基本施策29 男女共同参画の推進	132

IV 参考資料

1. 「関連する個別計画」の概要	136
2. まちづくり指標一覧	143
3. 第2次宍粟市総合計画審議会委員名簿	154
4. 諮問・答申文	155
5. 宍粟市総合計画審議会条例	156
6. 第2次宍粟市総合計画の策定経過	157
7. 市民参画	158

I はじめに

1

計画策定の趣旨

宍粟市は、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を市の将来像として掲げた新市建設計画（新市まちづくり計画）に示された一体的・総合的なまちづくりの方向性とその実現を図るための施策実施の考え方をもとに、平成 18（2006）年 6 月、第 1 次宍粟市総合計画を策定し、各種施策を計画的に実施するとともに健全な財政運営に取り組んできました。

また、平成 23（2011）年 3 月には「宍粟市自治基本条例」を策定し、自治の担い手である市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が共に力を合わせて、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主的で自立的なまちづくりを推進し、活力ある豊かな地域社会の実現をめざしています。この条例では、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、総合計画を策定することが規定されています。

第 1 次総合計画の策定以降、我が国は、人口減少・少子高齢化の進行、地方分権改革の進展、長引く景気の低迷、環境・エネルギー問題の深刻化、東日本大震災による防災ニーズの高まりなど、社会経済状況が急激に変化する中で、地方を取り巻く環境も予想を上回る早さで変化しています。

本市においては、人口減少、少子高齢化、過疎化が同時進行する中で地域活力の衰退が懸念されています。このため、長期的な視点に立ち人口減少社会を見据える中で、対応策を講じていくことが喫緊の課題となっています。また、各種施策を実現するための裏付けとなる財政面においては、少子高齢化に伴う人口構造の変化により、市税収入の減少や扶助費の増加などが予想され、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営を進めていかなければなりません。さらに、地方分権改革の進展により、地方自治体は、これまで以上に自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを進めていくことが求められています。

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるようなまちとするためには、第 1 次総合計画によるまちづくりの方向性や各種施策を検証したうえで、時代の流れを的確に捉え、中長期的な視野に立ったまちづくりを進める必要があります。

そのため、市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が本市のめざす将来像を共有し、共に考え共に力を合わせ、参画と協働のもと、本市の魅力ある地域資源を活かした特色ある様々な取組みを、それぞれの役割を担って進めていく必要があります。

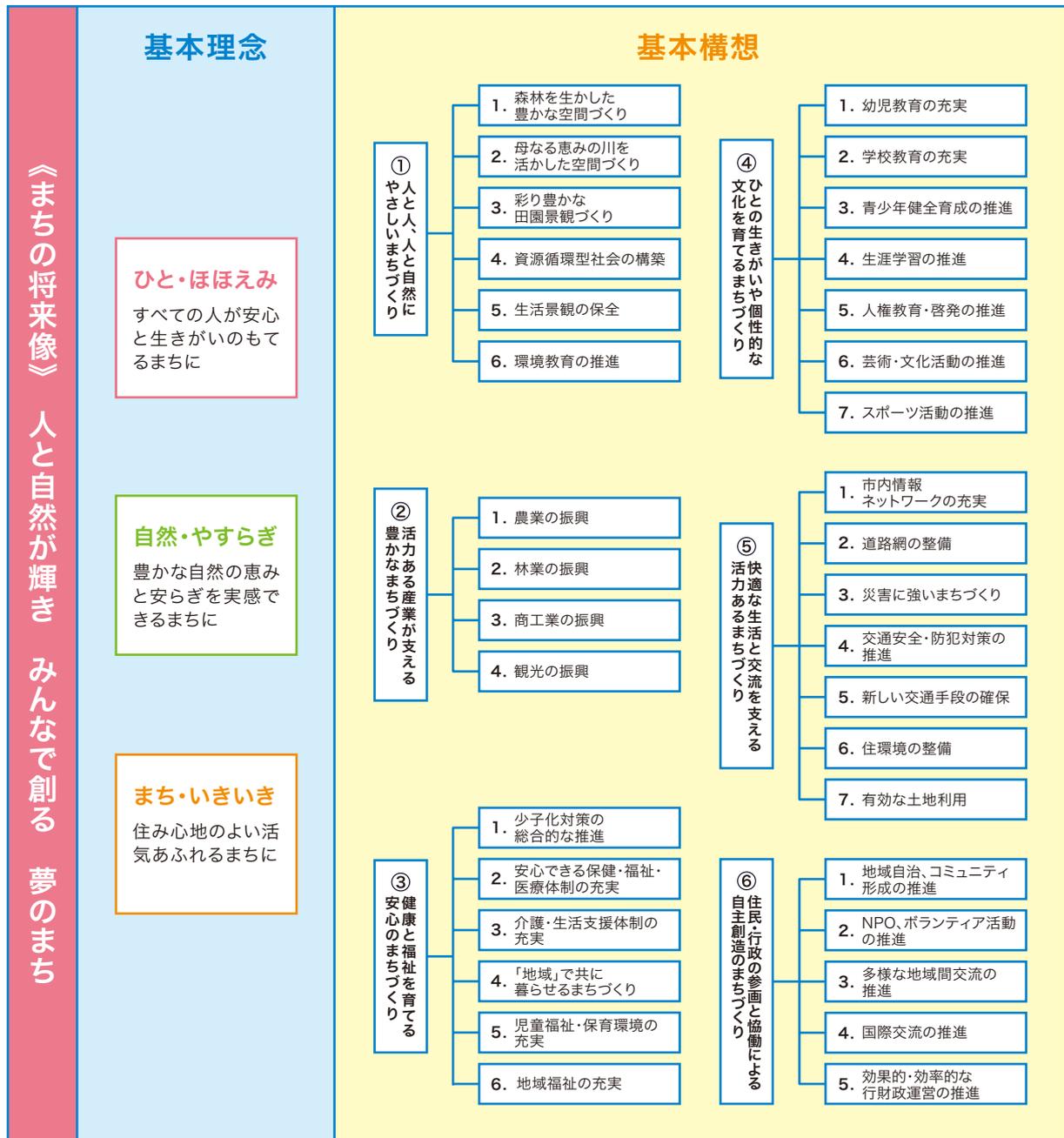
そこで、将来に向けた本市のめざす姿とその実現に向けた道筋を明らかにし、今後の新たなまちづくりを発展的かつ着実に進めていくため、本市の最上位計画として、第 2 次宍粟市総合計画を策定しました。

2

第1次総合計画 によるまちづくり

(1) 第1次総合計画の体系

第1次宍粟市総合計画（後期基本計画）では、まちの将来像と3つの基本理念を掲げ、これを目標に6つの柱、35の基本施策を設定し、まちづくりを推進してきました。



(2) 第1次総合計画のふり返りと今後に向けた課題

① 協働のまちづくりに向けた転換

これまでの一般的な総合計画は、行政がどのような施策や事業に取り組んでいくのかという行政運営の色合いが強いものでしたが、本市では第1次総合計画（後期基本計画）から「市民・事業者等の役割」を明確にする中で、市民、事業者等と行政による協働のまちづくりを推進する計画へと転換を進めてきました。

② 指標設定による成果の重視

第1次総合計画（後期基本計画）では、施策の進捗状況や取組みの成果を数値により客観的に把握するため「まちづくり指標」を設定しました。一方で、成果を押し測りにくい指標や目標値の根拠があいまいなものも散見されたため、成果の見える指標設定と検証のあり方を工夫していくことが必要となっています。

③ より実効性を高める計画としての課題

これまでの総合計画は、総花的で拡大志向であり、「あれもこれも」と盛りだくさんの取組みを明示してきたため、計画と実施にかい離が生じることがありました。そのため、具体的な事業や制度を網羅的に示すのではなく、目標を達成するための基本的な方向性を明確にしていくことが必要です。また、今後とも厳しい財政収支が見込まれる中、選択と集中により優先項目を明確にし、実効性の高い計画にしていけることが必要です。

3

第2次総合計画の 基本的な考え方

(1) 行政の計画ではなく市全体の計画

第2次総合計画は、市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が市の将来像に向けた、まちづくりを進めていくための方向性と課題を共有し、その課題の解消に向けた取組みを明確にすることで、それぞれの役割のもと、持続的なまちづくりを進める市全体の計画とします。

(2) まちづくりの方向性を明確にするビジョン（基本構想）

基本構想は、市全体として喫緊に取り組まなければならない最も重要な課題を明確にする中で、まちの将来像とまちづくりの方向性を示します。

(3) 重要課題とその取組みを明確にする指針（基本計画）

基本計画は、基本構想で示したまちづくりの方向性を踏まえ、各種施策における重要課題と優先すべき取組みを示します。さらに、施策の進捗状況や取組みの成果が分かる計画とします。

◇優先項目を明確にした計画

限られた財源の中で、目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、計画期間中に優先すべき取組みを示し、選択と集中により実効性を高めます。

◇成果が分かる計画

各種施策の成果を測るため、「まちづくり指標」を設定し、誰にも分かりやすく、適正な評価ができる計画にします。また、施策の検証にあたっては、必要に応じ地域や年齢別のデータを活用した分析を行います。

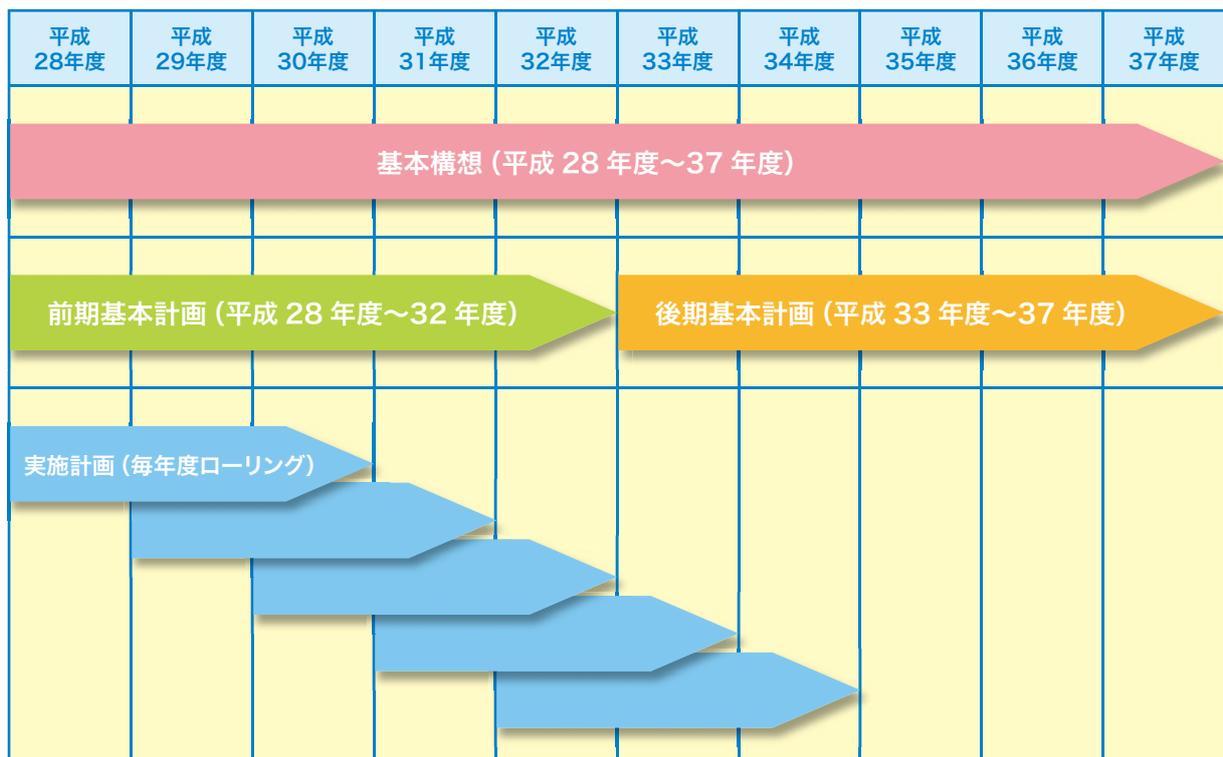
4

計画の構成と期間

本計画は、宍粟市のめざす将来像などを示した「基本構想」と、構想を実現するため施策の方向性を示した「基本計画」、財政的な見通しや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に示した施策を実施するための具体的な事業を示した「実施計画」で構成します。

計画期間は、基本構想は平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 年間とします。基本計画は、前期基本計画を平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間、後期基本計画を平成 33（2021）年度から平成 37（2025）年度までの 5 年間とします。実施計画は、3 か年のローリング方式で策定するものとし、毎年度進捗状況を把握しながら、見直しを行うことで計画の実効性を高めます。

●計画の期間



II 基本構想

第2次宍粟市総合計画の体系

宍粟市の将来像

将来像の理念

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

人口ビジョンと定住促進重点戦略

人口ビジョン

「平成72(2060)年の定住人口」の目標
=33,000人

定住促進重点戦略

住む：集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援

働く：雇用の創出と就職支援

産み育てる：少子化対策

まちの魅力：選ばれるまちづくり

計画の着実な推進に向けて

参画と協働のまちづくりの推進

将来の地域構造

- 生活圏ネットワーク構想
- 人口流出抑制のダム機能
- 公共交通のネットワーク化

基本目標・基本方針と基本施策

住み続けたい、住んでみたいまち

基本目標

安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

基本方針 1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

- 基本施策 1 農業の振興
- 基本施策 2 林業の振興
- 基本施策 3 商工業の振興
- 基本施策 4 観光の振興

基本方針 2. 快適に暮らせるまちづくり

- 基本施策 5 生活景観の保全
- 基本施策 6 住環境整備、土地利用の推進
- 基本施策 7 道路網の整備
- 基本施策 8 上下水道の整備
- 基本施策 9 公共交通の充実

基本方針 3. 環境にやさしいまちづくり

- 基本施策 10 自然環境の保全
- 基本施策 11 資源循環型社会の構築
- 基本施策 12 再生可能エネルギーの活用

基本方針 4. 安全で安心なまちづくり

- 基本施策 13 防災体制の充実
- 基本施策 14 消防・救急体制の充実
- 基本施策 15 防犯・交通安全の推進

基本方針 5. 子どもが健やかに育つまちづくり

- 基本施策 16 子育て支援の推進
- 基本施策 17 就学前教育の充実
- 基本施策 18 学校教育の充実
- 基本施策 19 青少年健全育成の推進

基本方針 6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

- 基本施策 20 健康づくりの推進
- 基本施策 21 医療体制の充実
- 基本施策 22 高齢者福祉の充実
- 基本施策 23 障がい福祉の充実
- 基本施策 24 地域福祉の充実

基本方針 7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

- 基本施策 25 生涯学習の推進
- 基本施策 26 文化・芸術活動の推進
- 基本施策 27 スポーツ活動の推進
- 基本施策 28 人権教育・啓発の推進
- 基本施策 29 男女共同参画の推進

持続可能な行財政運営の推進

第1章 宍粟市の概況

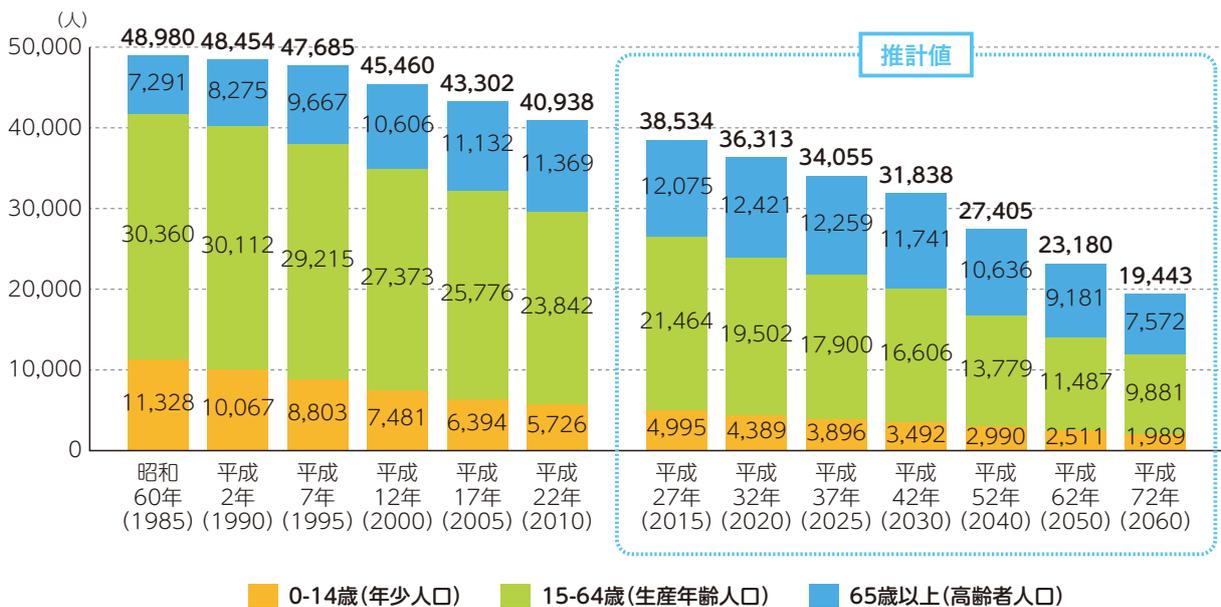
1. 人口の推移と将来見通し

(1) 総人口、年齢3区分別人口の推移と将来推計

本市の人口は、恒常的に減少を続けており、平成22(2010)年では40,938人と、昭和60(1985)年から25年間で16.4%の減少となっています。特に年少人口(0～14歳)が大きく減少し、高齢者人口(65歳以上)が増加しています。

将来推計をみると、今後も人口は減少し続け、計画の目標年次である平成37(2025)年には34,055人となり、さらに長期的には平成72(2060)年には19,443人と、平成22(2010)年のほぼ半数まで減少することが予測されます。

●総人口、年齢3区分別人口の推移と将来推計



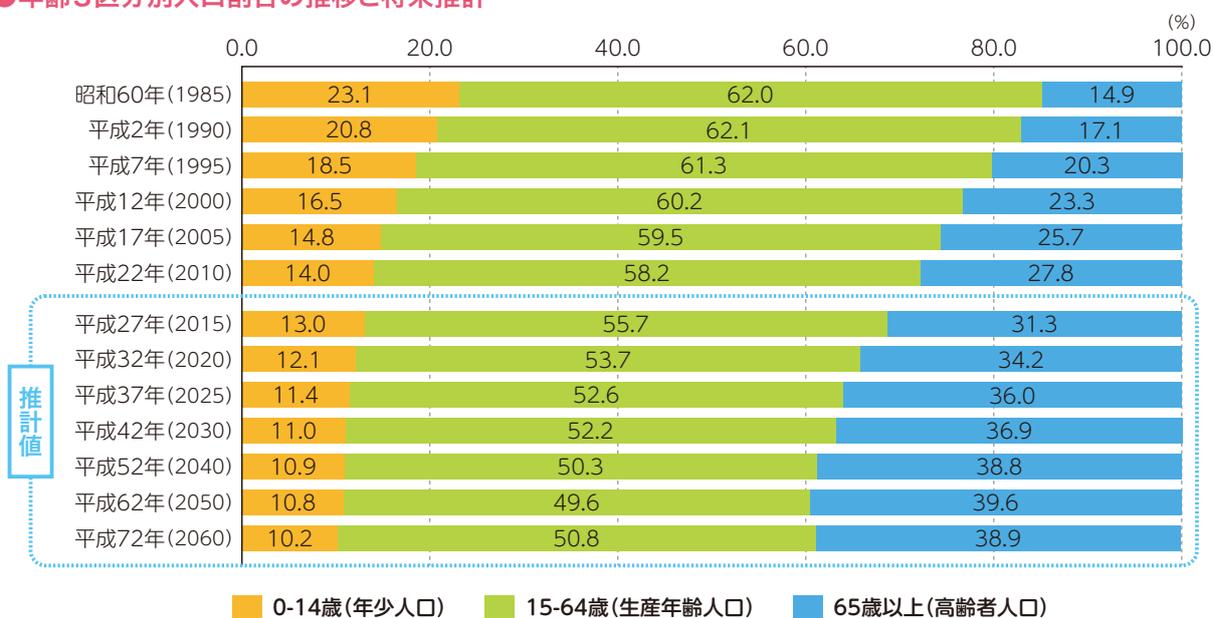
※年齢不詳を含むため、総人口と内訳の合計は一致しない。推計値は、四捨五入により合計が一致しないことがある。
資料：国勢調査、内閣府(国立社会保障・人口問題研究所の手法に準拠した推計)

(2) 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、少子高齢化の傾向が顕著にあらわれており、平成22(2010)年では年少人口(0～14歳)比率が14.0%、高齢者人口(65歳以上)比率が27.8%となっています。

将来推計をみると、年少人口比率、生産年齢人口(15～64歳)比率が大きく減少し、平成52(2040)年以降は、年少人口比率が約1割、生産年齢人口比率が約5割となることが予測されます。

●年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



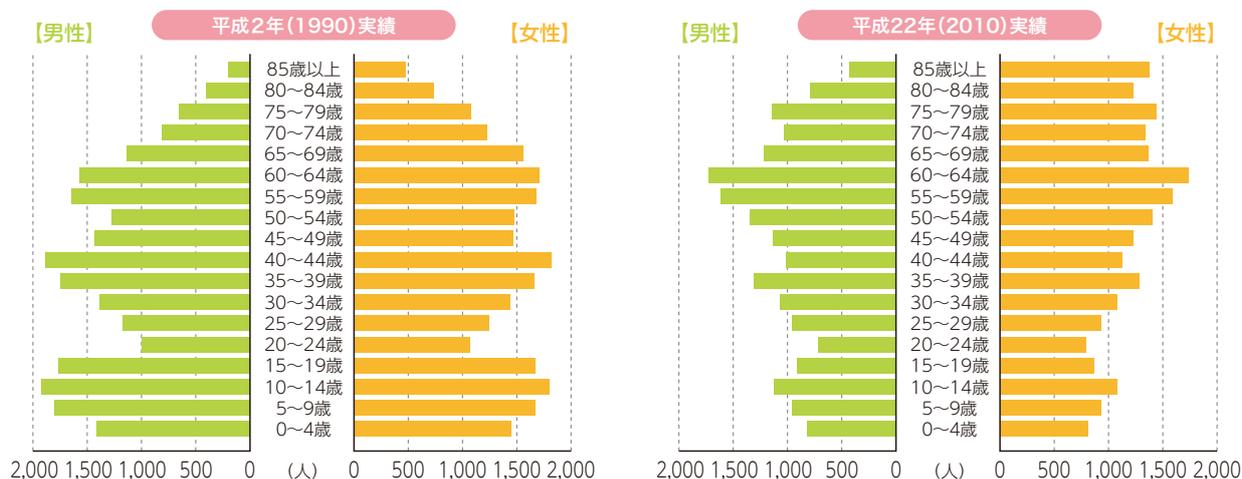
※四捨五入により合計が100.0とならないことがある。

資料：国勢調査、内閣府(国立社会保障・人口問題研究所の手法に準拠した推計)

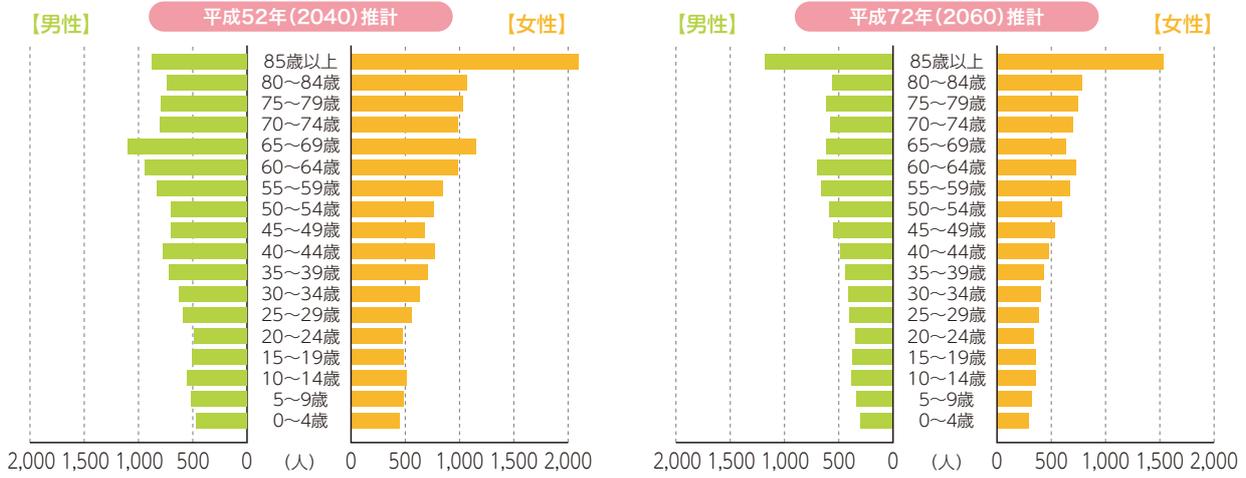
(3) 人口ピラミッドの変遷(実績と推計)

人口ピラミッドをみると、平成2(1990)年時点では、20～24歳にかけての若者の減少が顕著であるものの、若年層が高齢層を支える三角形になっていましたが、平成22(2010)年では若年層より高齢層が多い逆三角形に移行しており、さらにその後の推計結果では、各年齢階層とも全体的な減少が進んでいます。

●人口ピラミッドの変遷(実績と推計)



第1章 宍粟市の概況



資料: 国勢調査、内閣府(国立社会保障・人口問題研究所の手法に準拠した推計)

(4) 若年層の人口動向(実績と推計)

本市の10代から30代における若者層の人口動向をみると、0～14歳までの年少人口においては大きな増減は見受けられませんが、進学や就職する年齢(15～19歳)以降は減少傾向が続いています。

下図のように、10～14歳人口を100%とすると、15～19歳では約7割から8割に減少し、さらに20～24歳では約5割から6割まで減少しています。25～29歳ではわずかな回復がみられますが、その後再び減少していく状況がみられます。

● 若年層の人口動向(実績と推計)

	実績値						推計値		
	昭和60年(1985)	平成2年(1990)	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	平成32年(2020)	平成37年(2025)
総数	48,980	48,454	47,685	45,460	43,302	40,938	38,537	36,313	34,056
0～4歳	3,351	2,863	2,319	2,101	1,838	1,629	1,467	1,278	1,140
5～9歳	3,690	3,478	3,001	2,383	2,196	1,889	1,643	1,473	1,284
10～14歳	1.00 4,287	1.00 3,726	1.00 3,483	1.00 2,997	1.00 2,360	2,208	1,884	1,638	1,471
15～19歳	2,990	0.80 3,435	0.80 2,974	0.77 2,674	0.74 2,211	0.75 1,772	1,807	1,639	1,425
20～24歳	2,143	2,064	0.62 2,640	0.55 2,061	0.52 1,802	0.50 1,513	0.59 1,403	1,555	1,412
25～29歳	2,765	2,421	2,313	0.64 2,724	0.60 2,239	0.54 1,886	0.53 1,581	0.62 1,463	1,618
30～34歳	3,349	2,818	2,470	2,240	0.61 2,611	0.58 2,155	0.52 1,826	0.52 1,550	0.61 1,437
35～39歳	3,731	3,407	2,865	2,448	2,184	2,594	2,130	1,808	1,538
40～44歳	2,921	3,710	3,431	2,840	2,412	2,138	2,535	2,090	1,776
45～49歳	2,806	2,903	3,704	3,340	2,806	2,361	2,092	2,489	2,054
50～54歳	3,411	2,748	2,842	3,623	3,273	2,749	2,309	2,052	2,441
55～59歳	3,374	3,324	2,711	2,761	3,546	3,207	2,680	2,255	2,007
60～64歳	2,870	3,282	3,265	2,662	2,692	3,467	3,103	2,601	2,194
65～69歳	2,272	2,693	3,141	3,114	2,556	2,584	3,314	2,971	2,496
70～74歳	2,064	2,038	2,478	2,867	2,909	2,373	2,407	3,105	2,787
75～79歳	1,558	1,738	1,795	2,147	2,518	2,584	2,118	2,162	2,808
80～84歳	948	1,132	1,334	1,339	1,715	2,018	2,064	1,734	1,780
85～89歳	358	516	683	799	899	1,209	1,385	1,455	1,254
90歳以上	92	158	236	340	535	601	789	995	1,134
不詳	-	-	-	-	-	1	-	-	-

(単位:人)

資料: 国勢調査、内閣府(国立社会保障・人口問題研究所の手法に準拠した推計)

(5) 人口流出の動向(過去5年間)

平成22(2010)年～平成26(2014)年の5年間における転出入の状況を見ると、県内、県外をあわせて1,663人の流出超過となっています。県内の主な転出先は、姫路市が436人と最も多く、次いで、たつの市が219人、神戸市が101人となっています。県外への転出先は、大阪府が240人と最も多く、次いで、東京都が56人、京都府が52人となっています。

●人口流出の動向(平成22(2010)年度～平成26(2014)年度の5年間)

【県内への人口流出(転出・転入後の増減人数)】

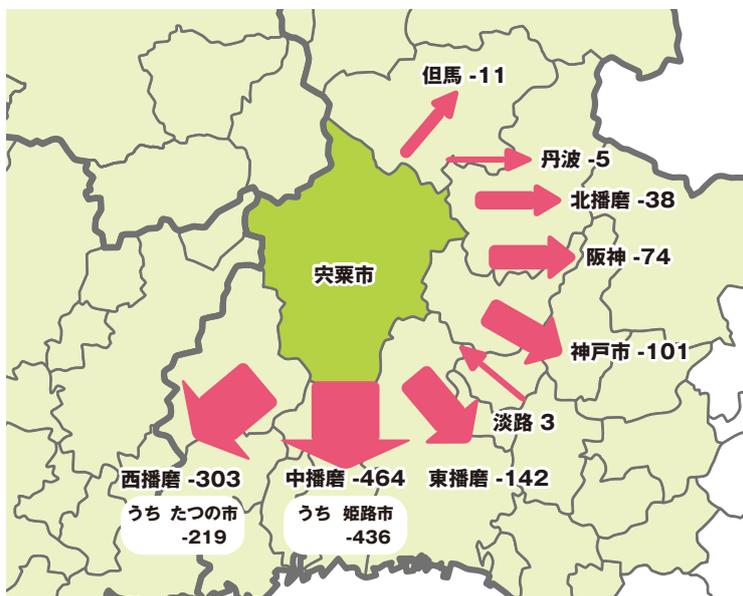
市町	(年度)					合計
	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	
姫路市	-79	-127	-78	-75	-77	-436
たつの市	-26	-47	-27	-58	-61	-219
神戸市	-45	-8	-25	-21	-2	-101
加古川市	-9	-23	-15	-11	-23	-81
太子町	-21	-14	-11	-17	-6	-69
西宮市	-12	-2	-8	-5	-8	-35
明石市	-6	-9	-9	-5	-6	-35
芦屋市	-10	2	-7	-8	-5	-28
高砂市	-6	-7	4	-7	-9	-25
福崎町	-12	-1	-1	1	-10	-23
尼崎市	3	-3	-9	2	-13	-20
上郡町	-5	-12	-1	-3	1	-20
三木市	0	-1	-4	-7	-5	-17
豊岡市	-2	-4	-1	-6	2	-11
その他	17	12	-16	-10	-18	-15
合計	-213	-244	-208	-230	-240	-1,135

【県外への人口流出(転出・転入後の増減人数)】

都道府県	(年度)					合計
	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	
大阪府	-53	-44	-68	-46	-29	-240
東京都	-11	-6	-6	-25	-8	-56
京都府	-12	-1	-13	-12	-14	-52
神奈川県	-25	2	-7	-4	8	-26
広島県	2	-5	-4	-7	-12	-26
岡山県	-9	-14	13	-1	-12	-23
愛知県	0	-3	-2	1	-8	-12
徳島県	-2	-3	-6	1	0	-10
山口県	-3	-1	-4	2	-3	-9
香川県	2	0	-6	1	-5	-8
鹿児島県	2	2	0	-2	-10	-8
愛媛県	0	-3	0	-3	-1	-7
沖縄県	0	2	2	0	-10	-6
その他	-25	8	-40	20	-8	-45
合計	-134	-66	-141	-75	-112	-528

資料：住民基本台帳より作成

●県内地域別流出入の状況



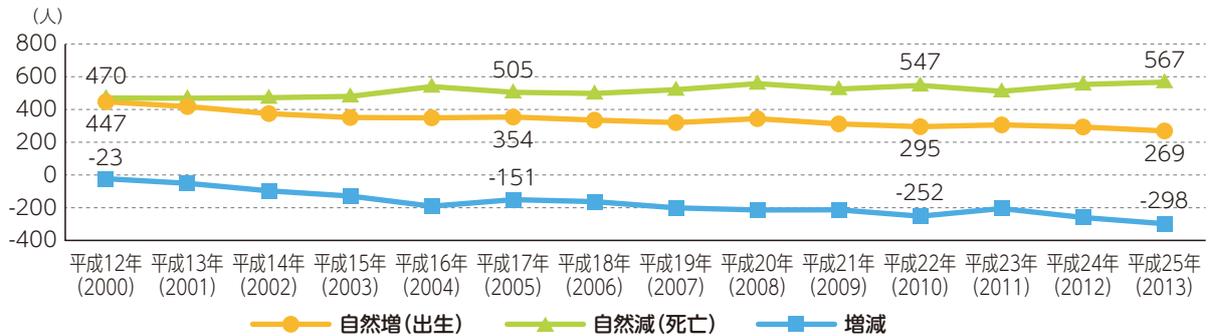
資料：住民基本台帳より作成

2. 人口動態等の状況

(1) 自然動態・社会動態の推移

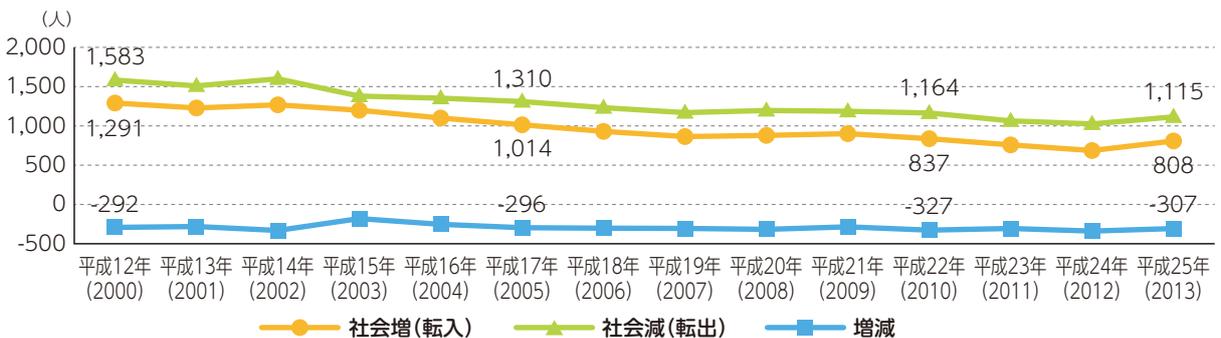
人口動態については、自然動態の推移をみると自然減（死亡）が自然増（出生）を上回り、その差は年々増大しています。また、社会動態については、社会減（転出）が社会増（転入）を上回り、その差はほぼ一定で推移しています。

●自然動態の推移



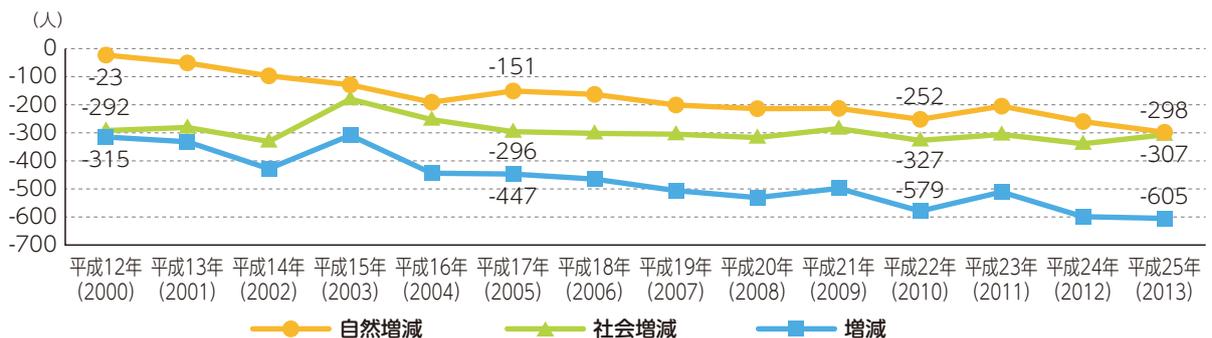
資料：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

●社会動態の推移



資料：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

●人口動態の推移

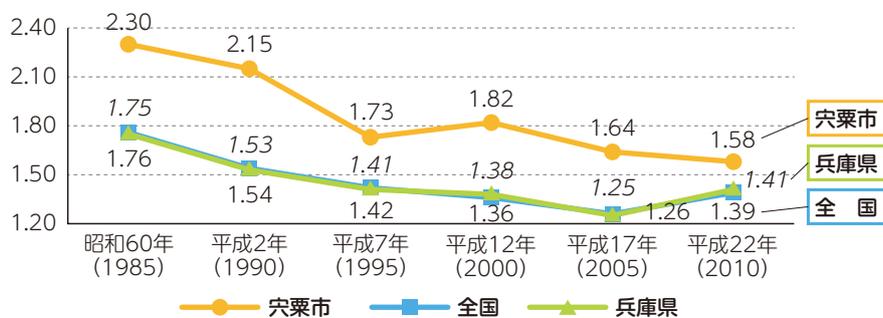


資料：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

(2) 合計特殊出生率の推移

女性が一生に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率の推移をみると、昭和60（1985）年の本市の値は2.30と、国・県の合計特殊出生率や人口を維持するために必要とされる2.07を大きく上回っていましたが、その後低下し、平成22（2010）年には1.58と国や県の水準に近づきつつあります。

●合計特殊出生率の推移

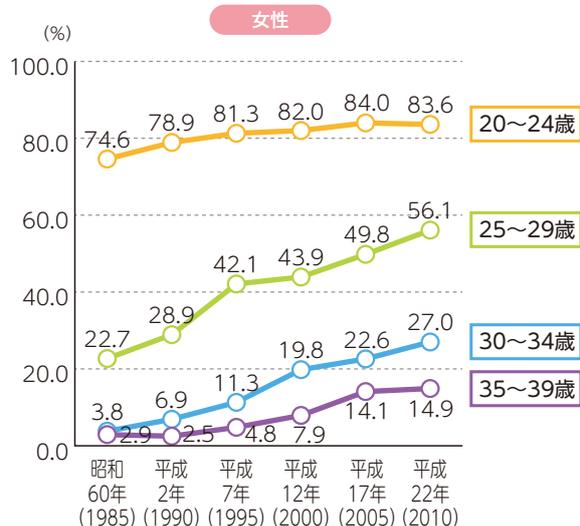
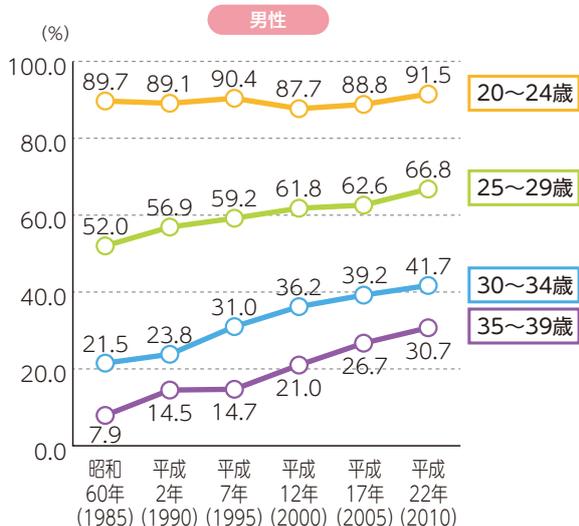


資料：兵庫県「保健統計年報」

(3) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男女いずれの年代においても上昇傾向にあります。特に男性においては、30歳代が上昇しています。女性においては、20歳代後半から30歳代前半が大きく上昇しています。

●未婚率の推移



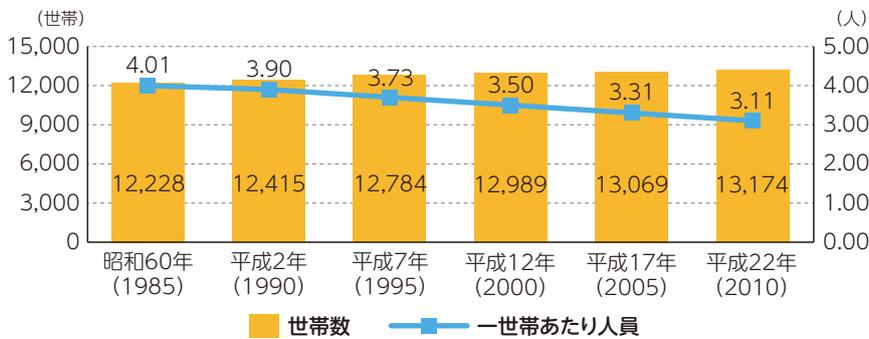
資料：国勢調査

3. 世帯の状況

(1) 世帯数、一世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は、増加を続けていますが、一世帯あたり人員は低下しており、平成22（2010）年で3.11人と核家族化が進んでいます。

●世帯数、平均世帯人員の推移



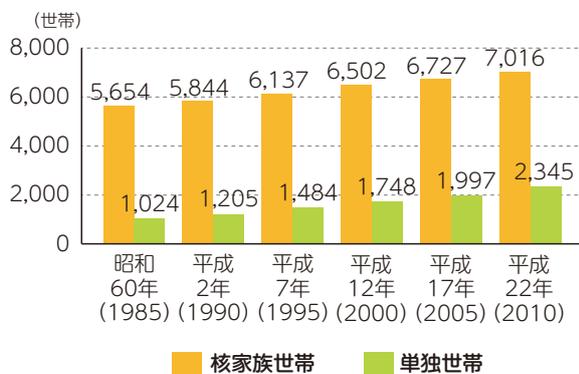
資料:国勢調査

(2) 核家族世帯、単独世帯の推移

核家族世帯、単独世帯の推移をみると、ともに増加傾向にあり、特に単独世帯は、昭和60（1985）年と比較して2倍以上となっています。

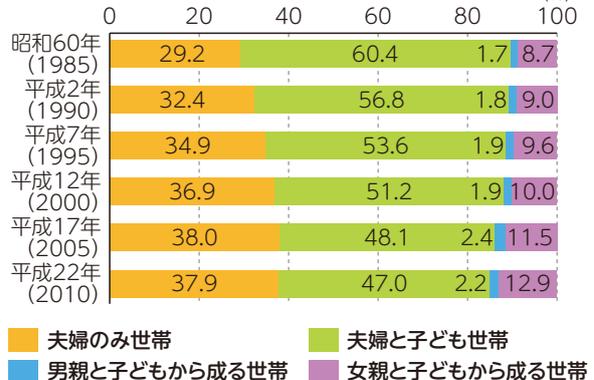
核家族世帯の類型別割合の推移をみると、夫婦のみ世帯と、女親と子どもから成る世帯が増加しています。

●核家族世帯、単独世帯の推移



資料:国勢調査

●核家族世帯の類型別割合の推移



資料:国勢調査

4. 町域・自治会における高齢化の状況

(1) 高齢化の推移

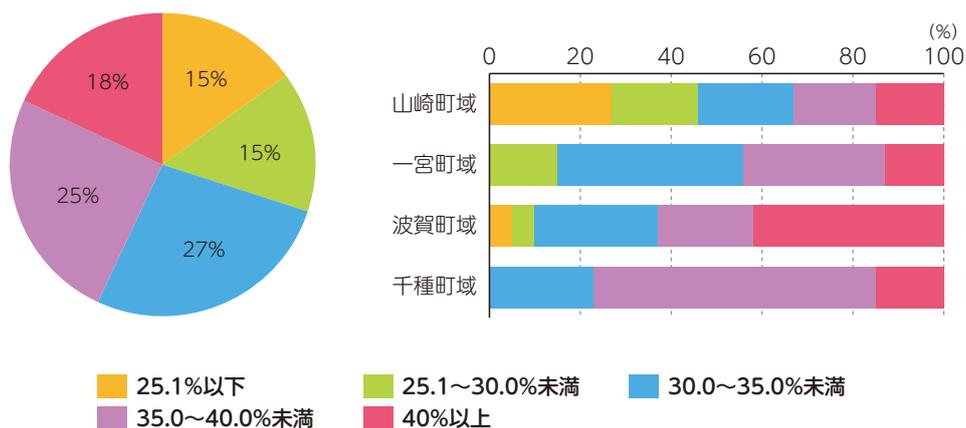
平成26年度版高齢社会白書によると、全国の高齢化率が25.1%であるのに対し、宍粟市の高齢化率（平成27（2015）年3月31日現在）は30.7%と全国よりも高齢化が進行しています。各町域の高齢化率をみると、山崎町域28%、一宮町域33%、波賀町域35%、千種町域37%と人口が少ない町域ほど高齢化が進行しています。

年度	山崎町域			一宮町域			波賀町域			千種町域			合計		
	人口	高齢化数 人口	率	人口	高齢化数 人口	率	人口	高齢化数 人口	率	人口	高齢化数 人口	率	人口	高齢化数 人口	率
平成22年(2010)	25,271	6,157	24%	9,588	2,763	29%	4,305	1,372	32%	3,506	1,171	33%	42,670	11,463	27%
平成23年(2011)	25,094	6,275	25%	9,418	2,758	29%	4,231	1,359	32%	3,423	1,172	34%	42,166	11,564	27%
平成24年(2012)	24,954	6,494	26%	9,266	2,805	30%	4,178	1,362	33%	3,358	1,161	35%	41,756	11,822	28%
平成25年(2013)	24,733	6,727	27%	9,077	2,853	31%	4,063	1,395	34%	3,249	1,164	36%	41,122	12,139	30%
平成26年(2014)	24,482	6,941	28%	8,839	2,908	33%	3,974	1,402	35%	3,178	1,171	37%	40,473	12,422	31%
5年間の動向	-789	784	4%	-749	145	4%	-331	30	3%	-328	0	3%	-2,197	959	4%

資料：宍粟市市民課

(2) 自治会ごとの高齢化率

市内の自治会ごとの高齢化率をみると、全国の高齢化率である25.1%以上の自治会は、156自治会のうち132自治会となっています。



	25.1%以下	25.1%~30.0%未満	30.0%~35.0%未満	35.0%~40.0%未満	40%以上	合計
山崎町域	23	16	18	15	13	85
一宮町域	0	6	16	12	5	39
波賀町域	1	1	5	4	8	19
千種町域	0	0	3	8	2	13
合計	24	23	42	39	28	156

資料：宍粟市企画財政課

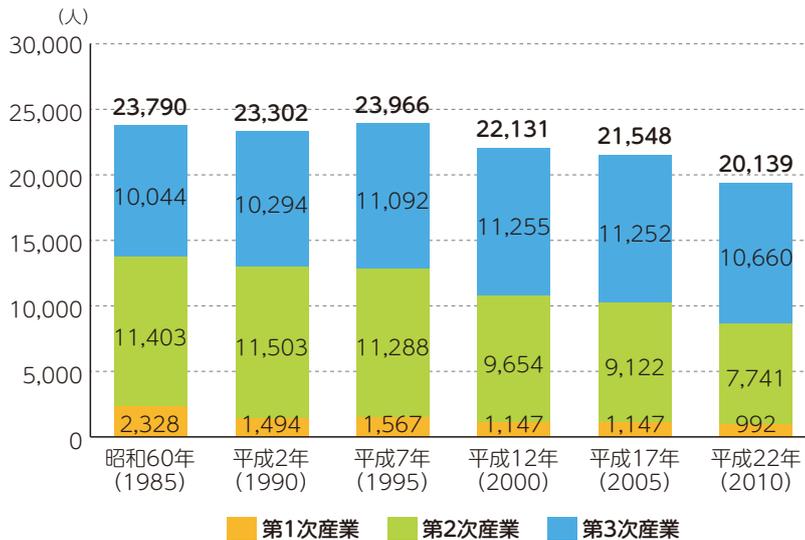
5. 産業の状況

(1) 産業別就業人口の推移

就業人口の推移をみると、平成22(2010)年では20,139人と昭和60(1985)年から25年間で15.3%の減少となっており、生産年齢人口(15~64歳)の減少による影響がうかがえます。産業別では、第2次産業の減少が顕著であり、平成22(2010)年では7,741人と昭和60(1985)年から32.1%の減少となっています。また、第1次産業も減少が進んでおり、平成22(2010)年では992人と昭和60(1985)年の半数以下となっています。

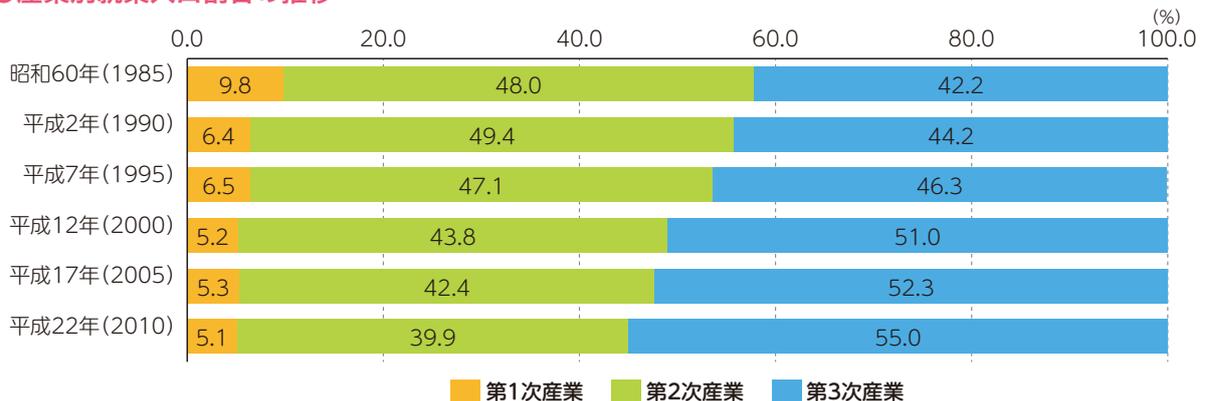
産業別就業人口割合の推移をみると、第3次産業の割合が年々増加し、平成12(2000)年から5割を超えています。

●産業別就業人口の推移



※分類不能を含むため、就業者総数と内訳の合計は一致しない
資料：国勢調査

●産業別就業人口割合の推移

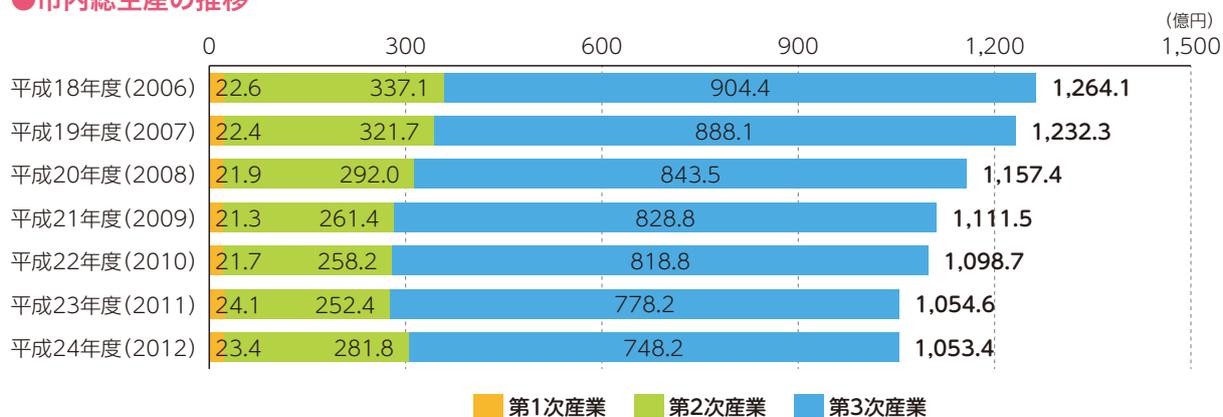


※割合は、分類不能を除く合計で算出
資料：国勢調査

(2) 市内総生産の推移

市内にある事業所の生産活動によって生み出された付加価値額を示す市内総生産の推移をみると、平成18(2006)年度の1,264.1億円から平成24(2012)年度には1,053.4億円となり、6年間で約200億円減少しています。産業別では、第1次産業、第2次産業が減少の後、やや回復がうかがえますが、第3次産業は減少が続いています。

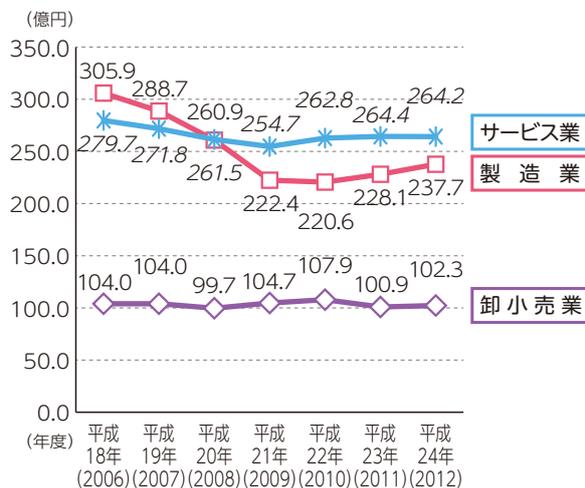
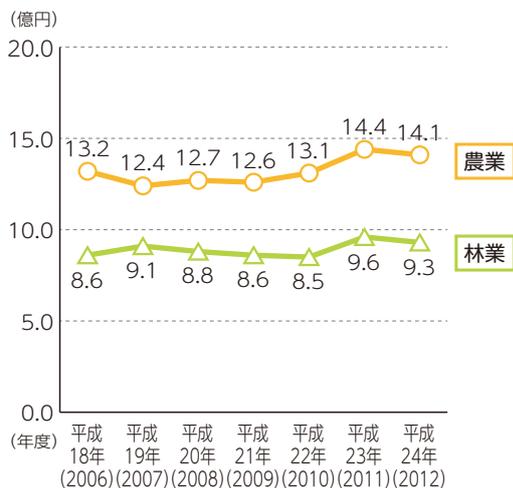
●市内総生産の推移



資料:兵庫県市町民経済計算

本市の主要な産業別に市内総生産額の推移をみると、農林業は、平成22(2010)年までほぼ横ばいの状況が続いた後、平成23(2011)年度にやや増加しましたが、平成24(2012)年度に再び減少しています。製造業は、平成20(2008)年度以降サービス業の総生産額を下回りましたが、近年やや増加傾向がみられます。サービス業は、平成21(2009)年度まで減少が続いていましたが、平成22(2010)年度にやや回復し、その後横ばいとなっています。卸小売業は、横ばいが続いています。

●主要産業別市内総生産の推移



資料:兵庫県市町民経済計算

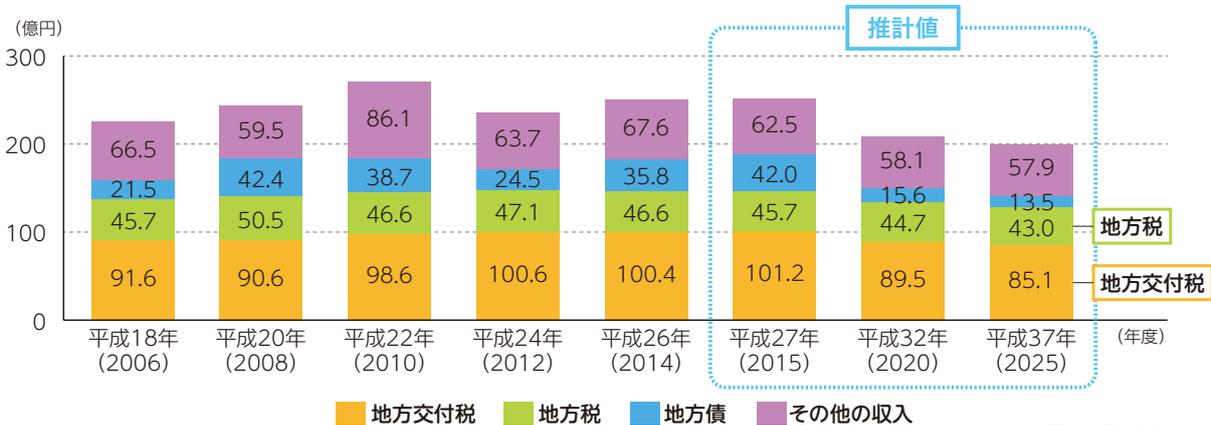
6. 財政の推移と見通し

本市の歳入・歳出額の状況を見ると、歳入では自主的な財源である地方税は歳入全体に占める割合が少なく、多くを国から配分される地方交付税に依存しており、国の地方交付税制度の影響を受けやすい状況にあります。地方交付税は人口によって算出される内容がほとんどであり、本市の歳入は人口の影響を大きく受けていると言えます。

平成 37（2025）年度までの総合計画期間の財政収支をみると、歳入では地方交付税は人口減少の影響を大きく受け減少していくこととなり、加えて、合併市町村が受ける地方交付税の支援措置が平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度にかけて段階的に縮減され、平成 37（2025）年度には平成 26（2014）年度と比較して約 15 億 3 千万円の減少が見込まれます。また、生産年齢人口の減少に伴い、住民税を中心に地方税についても減少していく見込みとなります。さらに、合併による有利な地方債の発行が平成 32（2020）年度で終了することも影響してくるものと考えます。

これらのことを加味すると、人口と密接に関連する地方交付税や地方税の減少を最小限にとどめるためにも有効な人口減少対策を講じることが重要となります。

●歳入額の推移と見通し



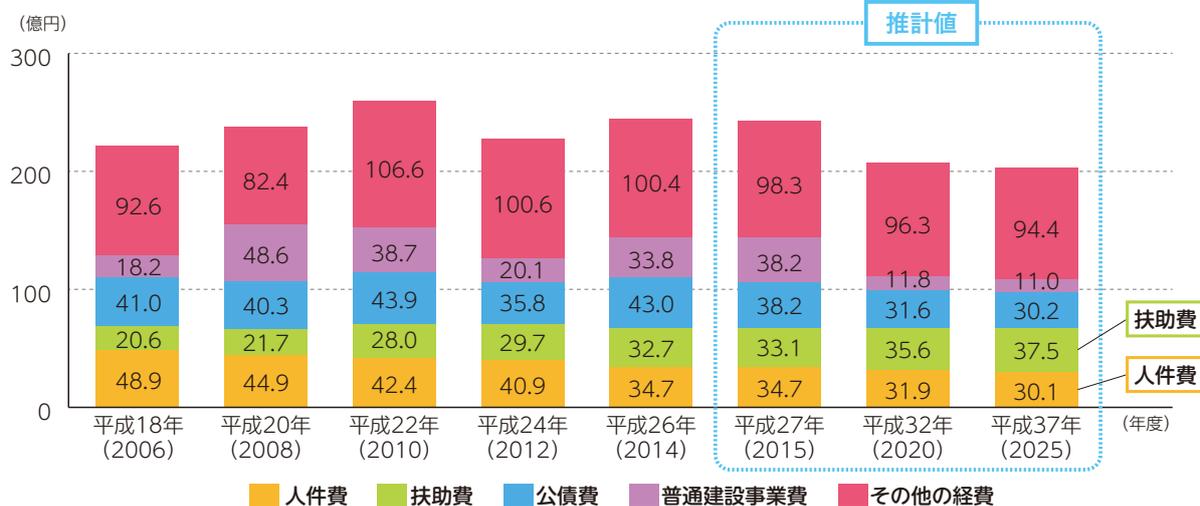
歳出では、合併のスケールメリットを活かし人件費は減少傾向にありますが、扶助費は増加傾向にあります。これは、国の制度改正による児童手当の支給対象年齢の引き上げや本市の少子化施策として行っている中学生以下医療費無料化などの影響もある一方で、高齢化に伴う社会保障関係経費を中心とした医療給付費などの増加が影響しています。

平成 37（2025）年度までの見通しでは、社会保障関係経費を中心とした給付費など扶助費の増加が見込まれ、平成 37（2025）年度には平成 26（2014）年度と比べて約 4 億 8 千万円増加する試算となります。一方で、人件費は、合併時の職員数から既に 120 人（病院を除く）削減しており、これまでのように大きな減少は見込めないものの、地方債（借金）の返済費用である公債費はその残高とともに確実に減少する見込みであり、また、平成 32（2020）年度

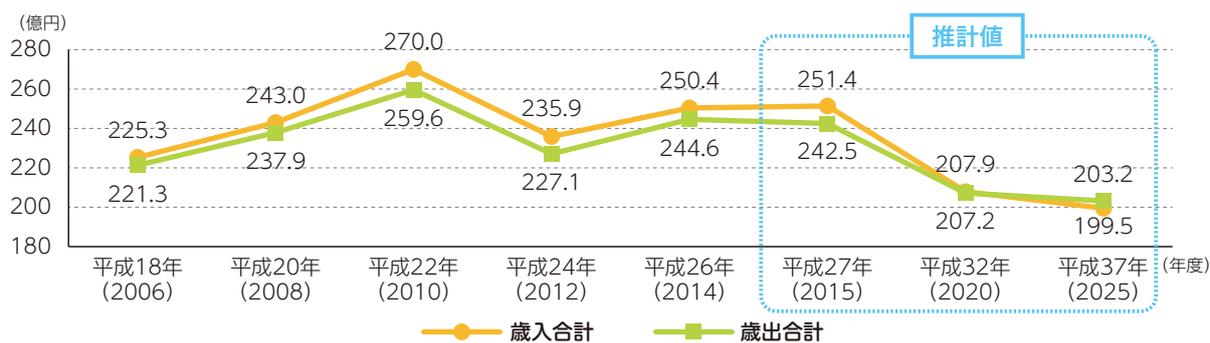
以降は、学校などの整備が一定終了する見込みであることから、普通建設事業費も大きく減少すると考えます。

歳入歳出の収支を見通すうえで収支のバランスを確保するため、平成33(2021)年度以降は財政調整基金(貯金)の取り崩しが必要となります。財政調整基金(貯金)に依存しない安定した収支のためにも、人口減少対策や扶助費を抑制するための対策を講じるとともに、行財政改革のさらなる推進も同時に図っていく必要があります。

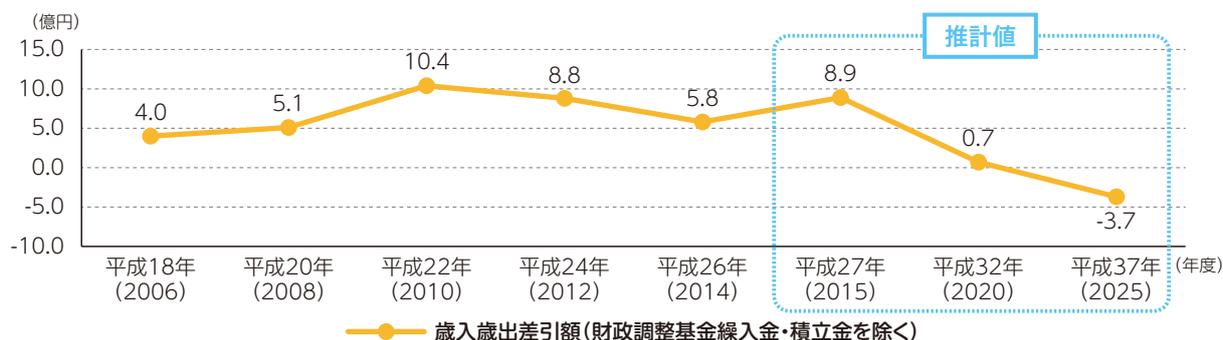
●歳出額の推移と見通し



●歳入歳出額の推移と見通し



●歳入歳出差引額の推移



7. 市民意識の状況

第2次総合計画の策定に向けて、市民意識を把握するため、平成25（2013）年度に市民意識調査を実施しました。

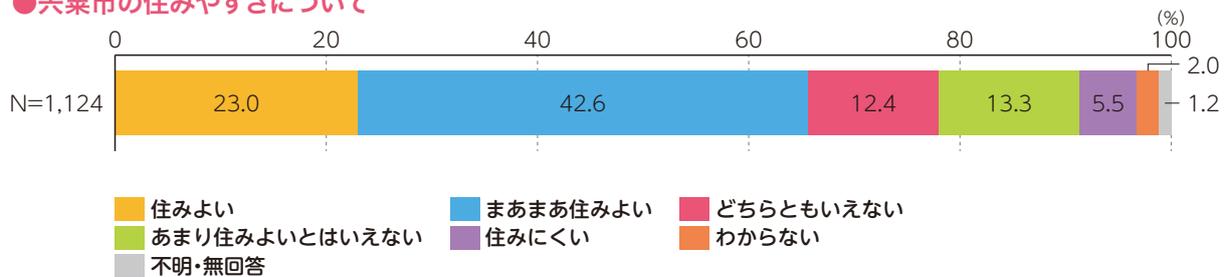
調査時期：平成25（2013）年12月
 調査対象：2,298人
 有効回収数：1,124人（有効回収率：48.9%）

① 定住意向について

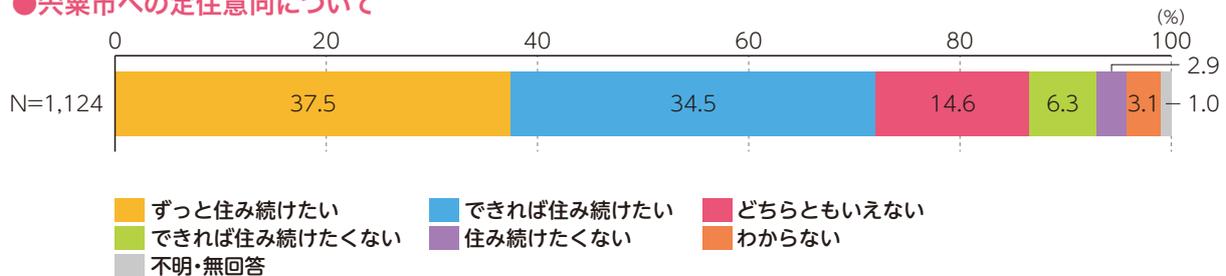
住み心地についての割合をみると、『住みよい』と回答した人は65.6%となっています。一方、『住みにくい』と回答した人は18.8%となっています。

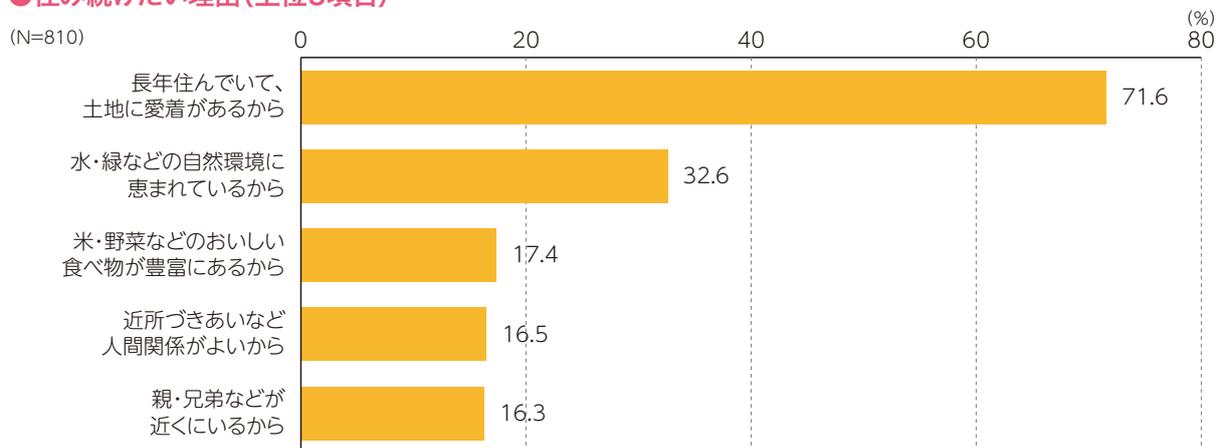
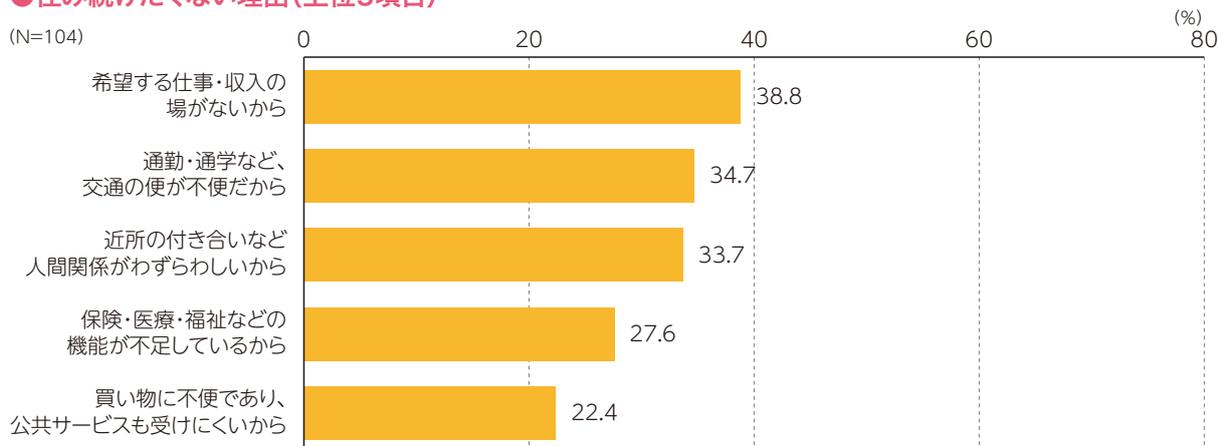
今後の定住意向の割合をみると、『住み続けたい』と回答した人は72.0%となっています。一方、『住み続けたくない』と回答した人は9.2%となっています。『住み続けたい』理由は、「長年住んでいて、土地に愛着があるから」が最も多く、『住み続けたくない』理由は、「希望する仕事・収入の場がないから」が最も多くなっています。

● 宍粟市の住みやすさについて



● 宍粟市への定住意向について



●住み続けたい理由(上位5項目)**●住み続けたくない理由(上位5項目)**

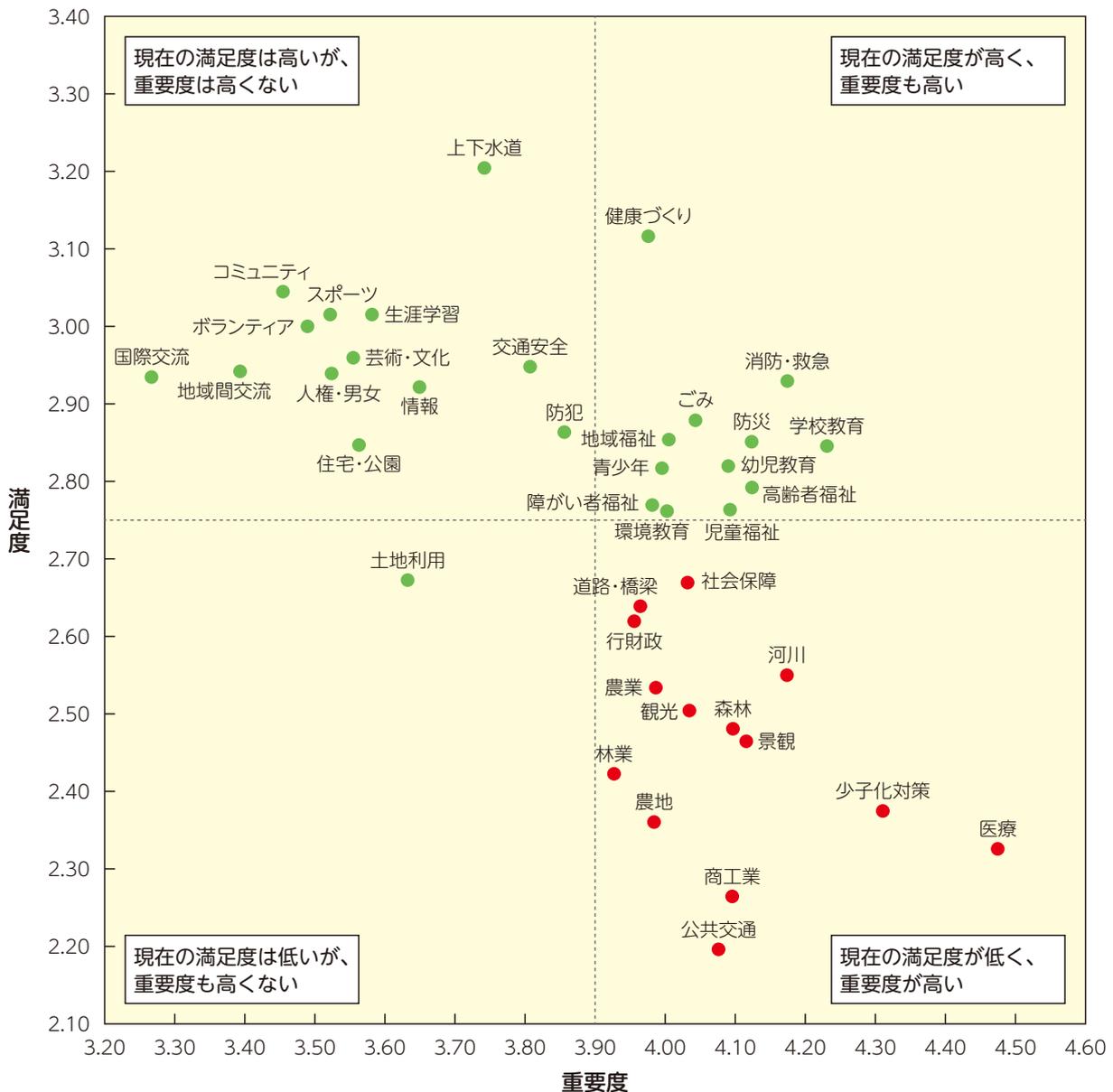
第1章 宍粟市の概況

② 施策に対する市民の評価について

施策項目ごとに尋ねた市民の評価について、満足度を縦軸に、重要度を横軸にとり、調査項目ごとに5点を最高点として回答者全体の平均点を算出し、それらの座標点をとって散布図として表したものが以下の図です。

重要度が高い施策は「医療の充実」が4.48ポイントと最も高く、次いで「少子化対策の推進」が4.31ポイント、「学校教育の充実」が4.23ポイントとなっています。

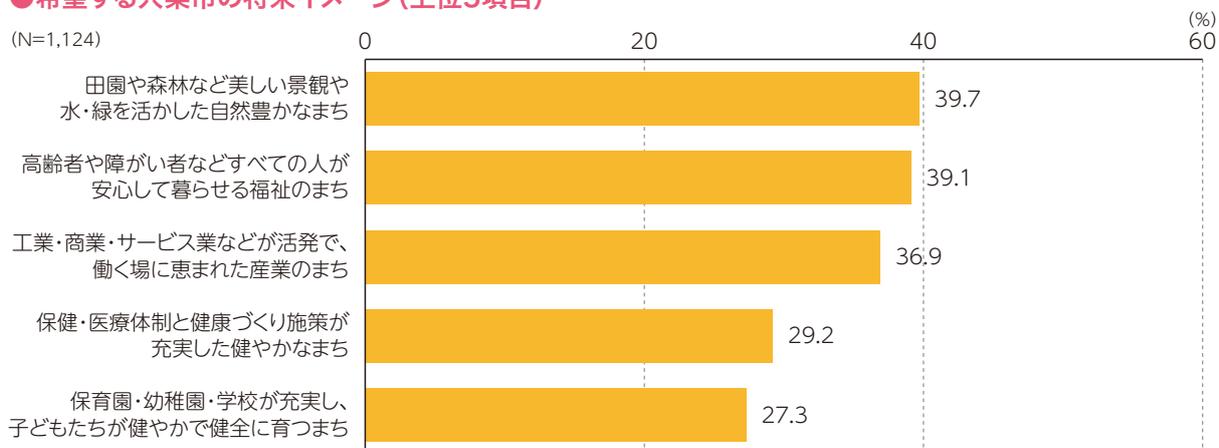
満足度が高い施策は「上下水道の整備」が3.20ポイントと最も高く、次いで「健康づくりの推進」が3.11ポイント、「地域コミュニティ活動や参画と協働の推進」が3.04ポイントとなっています。



③ 希望する宍粟市の将来イメージについて

市民が希望する将来像の上位をみると、「田園や森林など美しい景観や水・緑を活かした自然豊かなまち」が39.7%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」が39.1%、「工業・商業・サービス業などが活発で、働く場に恵まれた産業のまち」が36.9%となっています。

●希望する宍粟市の将来イメージ(上位5項目)



第 2 章

宍粟市の最重要課題 (人口減少対策)

人口減少社会に直面している本市では、恒常的に自然減、社会減の状態が続いています。

自然減については、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下が要因と考えられます。また、社会減については、進学や就職する年齢以降の若者（15～24歳）の市外への流出が要因と考えられ、このように将来、子どもを産む若年層の流出が、さらに出生数の減少を招くという悪循環を生みだしていると考えられます。

さらに、人口減少社会は、単なる人口規模の縮小だけではなく、少子高齢化による生産年齢人口（15～64歳）の減少という「年齢構成のアンバランス」という側面をあわせ持っており、生産年齢人口の減少は、地域産業や地域活動を支える担い手、社会保障分野における負担などに大きく影響すると考えられます。

また、本市の合計特殊出生率は、昭和60（1985）年の2.30から減少傾向にあり、平成22（2010）年には1.58と少子化が進行しています。また、市内の156自治会の高齢化率（平成27（2015）年3月31日現在）をみると、平成25（2013）年の全国の高齢化率（65歳以上の人口割合）25.1%以上の自治会は132自治会となり、市全体として高齢化が進んでいます。

このように人口減少、少子高齢化がより一層進むことは、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには、市民が日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われるなど、様々な問題が懸念されます。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にあります。将来にわたり本市が持続的なまちづくりを進めていくうえでは、市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が共通認識のもと危機感を持ち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組まなければなりません。

このため、第2次総合計画においては、人口減少対策を本市の最重要課題と位置付け、重点的かつ戦略的に取り組むことにより、“宍粟市に住み続けたい、住んでみたい”“宍粟で子どもを産み育て、いつまでも元気に過ごしたい”と思われるまちづくりを進めていきます。



はじめに

基本構想

基本計画第1章



基本計画第2章

資料編

第 3 章

宍粟市の将来像

1. 将来像の理念

本市は、県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟 50 名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれています。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきました。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として活かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていく必要があります。

第2次総合計画は、第1次総合計画に掲げた「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の思いを引き継ぎ、さらに時代の潮流を踏まえ発展的に継承します。また、宍粟市民憲章及び宍粟市自治基本条例に定める基本理念を踏まえ、総合計画における将来像を描く理念とします。

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

● 「人と自然が輝き」とは

市民一人ひとりが、人と人との助け合い支え合い、人と地域とのつながりを大切にすることを通じて、豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、資源として活用していくことで、宍粟市の魅力を高めていくことを意味します。

● 「みんなで創る」とは

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、参画と協働によってまちづくりを進めることを意味します。

● 「夢のまち」とは

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを次の世代へつなぐことを意味します。

2. 将来の地域構造

本市が直面している人口減少、少子高齢化、過疎化を長期的な視点で考えた場合、市民の生活圏内から日常生活に必要な機能（小売店舗、金融機関、医療機関など）が失われる可能性があります。また、日常生活に必要な機能が失われることは、人口流出を一層加速させることにつながると考えられます。

このため、集落・地域間の結びつきが強い町域を一つの生活圏と捉え、「生活圏内」及び「生活圏と生活圏」など相互の連携を示す「将来の地域構造」を明確にする中で、持続的なまちづくりを進めていきます。

(1) 生活圏ネットワーク構想

本市の人口が恒常的に減少していくことによって、経済面では小売店舗、金融機関など様々な業種が撤退、閉鎖する可能性があります。このことは、市民の身近な生活圏内から必要な機能が失われ、日常生活が不便になることを意味します。

このため、町域を一つの生活圏と捉え、市民局周辺を小売店舗や金融機関、医療機関、公共施設など日常生活に必要な機能を備えた「生活圏の拠点」として維持するとともに、「集落」と「生活圏の拠点」を結ぶ公共交通のネットワーク化を充実することにより、「拠点化」「ネットワーク化」によってコンパクトなエリア内で日常生活に必要な機能が確保できる生活圏ネットワーク構想を、行政と民間が一体となり長期的に形成することをめざしていきます。

●生活圏ネットワーク構想のイメージ



(2) 人口流出抑制のダム機能

市民の身近な生活圏内から必要な機能が失われ、日常生活が不便になることは、若年者をはじめとする人口流出を一層加速させると考えられます。このため、3層のダム機能により人口流出の抑制を図っていきます。

第1のダム機能

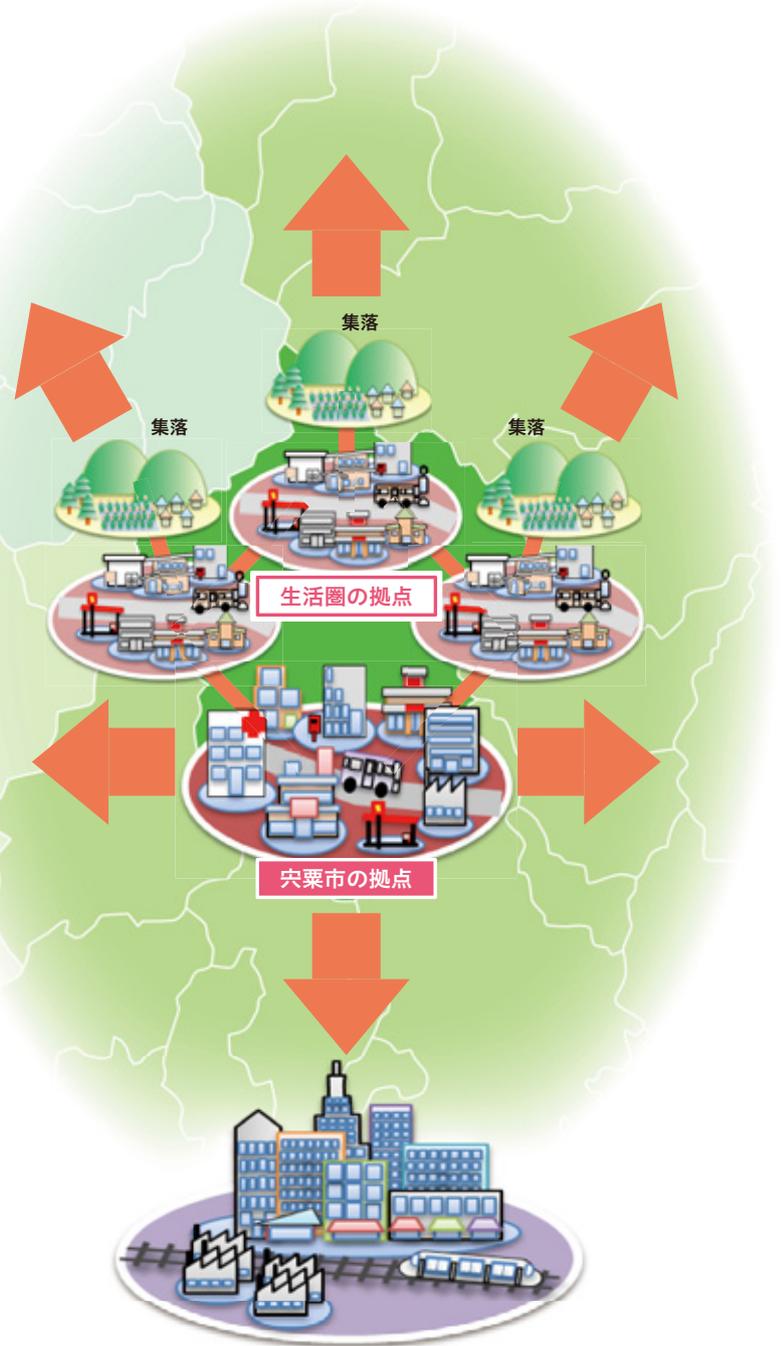
市内北部の人口流出を抑制するために、小売店舗、金融機関、医療機関、公共施設などの市民生活に必要な施設・機能を集約し、地域住民の「生活圏の拠点」を構築するとともに、「集落と生活圏の拠点」、「生活圏と生活圏」及び「生活圏と宍粟市の拠点」を結ぶ公共交通のネットワーク化を充実させることにより、「第1のダム機能」として、子どもから高齢者までの誰もが、安心して地域に住み続けることのできる地域づくりを進めていきます。

第2のダム機能

市の中心市街地の活力の低下は、さらなる市外への人口流出につながると考えられます。第1のダムである「生活圏の拠点」にはない、大型店舗、総合病院などがある市役所周辺を「宍粟市の拠点」として持続・充足することにより、「第2のダム機能」として市外への人口流出の抑制を図っていきます。

第3のダム機能

宍粟市に居住し通勤通学圏内である近隣市町や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏などを「第3のダム機能」として、産業・観光の振興、公共交通のネットワーク化の充実など連携強化を図り、大都市への人口流出の抑制を図っていきます。



(3) 公共交通のネットワーク化

鉄軌道を有しない本市においては、日常生活は自家用車に大きく依存していますが、高齢化、長寿化が進行する中で、交通弱者の移動手段として公共交通は日常生活に欠かせないものであるほか、観光振興などによる広域的な交流を促進するうえにおいても、その果たす役割は極めて重要なものであり、より一層の公共交通のネットワーク化を進め移動手段の充実を図っていきます。

市内公共交通ネットワークの充実

市内においては、「集落と生活圏の拠点」「生活圏と生活圏」及び「生活圏と穴粟市の拠点」など、路線バスによる公共交通のネットワーク化を充実させることにより、市民の利便性の向上を図っていくとともに、さらには市外から観光に訪れる方などの移動手段としても利便性の向上を図ることで、交流人口の増加による地域の活性化をめざしていきます。

市外公共交通ネットワークの充実

市外においては、民間事業者との連携を図る中で高速バスの便数や広域バス路線網の充実により、通勤や通学、観光に訪れる方の利便性の向上を図るとともに、本市に隣接する近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携を図る中で、広域的な公共交通のネットワーク化についても研究を進めていきます。

※播磨圏域連携中枢都市圏…姫路市を中枢都市とした、社会的・経済的に結びつきの強い8市8町（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、穴粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）を指す。
※平成28年（2016）1月末現在

第4章

人口ビジョンと
定住促進重点戦略

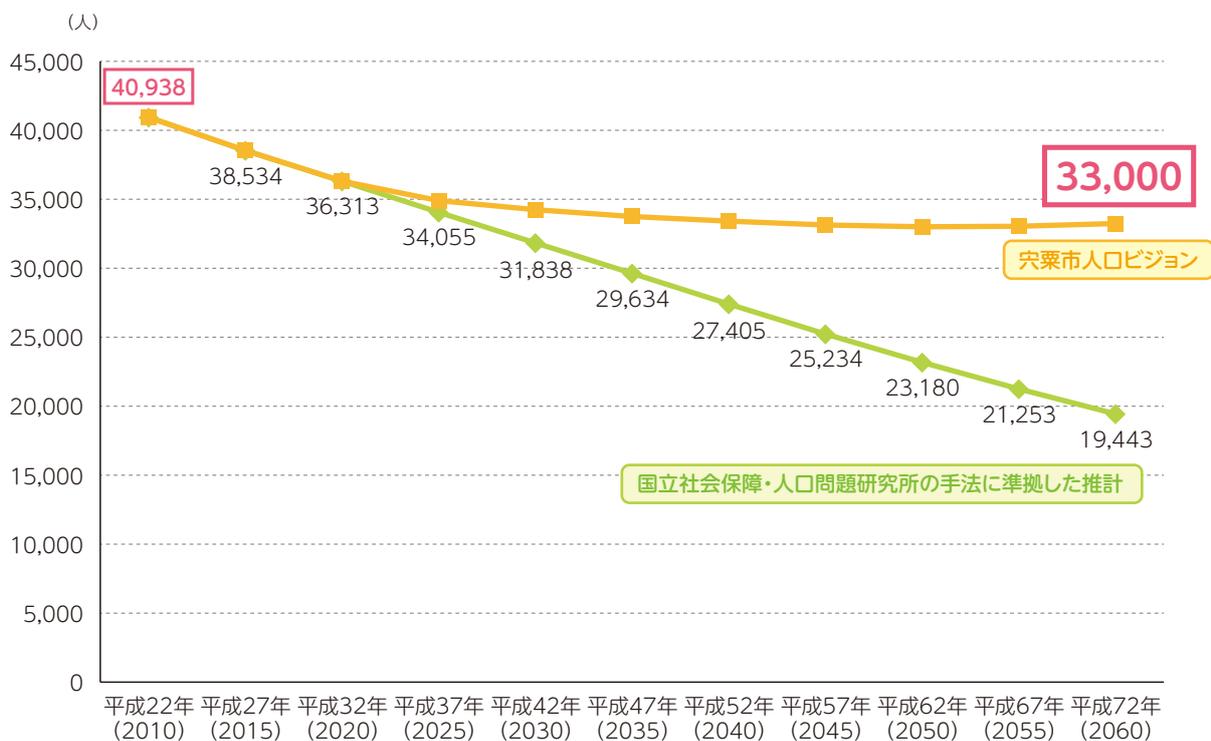
1. 人口ビジョン

本市における長期的な将来人口推計をみると、平成 47 (2035) 年以降 30,000 人を下回り、さらに平成 72 (2060) 年には 20,000 人を下回り 19,443 人となることが予測されています。また、この時点の生産年齢人口 (15～64 歳) は 9,881 人と総人口のほぼ半数まで減少すると見込まれており、地域産業や地域活動の担い手である生産年齢人口の減少は深刻な問題になると考えられます。

本市のみならず全国的に人口減少社会に直面している中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にありますが、有効な施策を展開することにより、急速に進行する人口減少を抑制することは可能であると考えます。

そのため、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に内外に発信し、交流人口の増加を図っていくなど、戦略的に対策を講じることにより、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけ、一定規模の人口の持続的な定着をめざします。

そこで、現在の 0 歳児が親となり子どもを持ち、さらにその子どもが成人となる年代の平成 72 年 (2060 年) を長期的な人口ビジョンとして 33,000 人と設定し、本計画期間においては、その時点に向けての基盤を構築する定住施策を積極的に推進していきます。



2. 定住促進重点戦略

人口減少社会に直面している本市において、人口減少への対策は重点的かつ戦略的に取り組むべき課題であり、分野の異なる施策を横断的に展開することで総合的に成果をあげていかなければなりません。

本市の人口減少の主な要因は、出生率の低下と若者（15～24歳）の市外への流出と考えられるため、この点に重点を置きながら、市民が「住み続けたい」と思い、市外の人々からは積極的な情報発信と交流人口の増加を通じて「住んでみたい」と思われる宍粟市をめざし、次の4つを定住促進重点戦略と位置付け、人口減少対策の大局的な方向性を明確にします。

●定住促進重点戦略

【住む】

集落・地域の活性化と 宍粟市への移住支援

- 集落・地域の活性化
- 移住希望者の受け入れ促進に向けた体制の構築

【働く】

雇用の創出と就職支援

- 地元企業、事業者の育成と発展
- 雇用の場の確保
- 若者の就職支援の促進

【産み育てる】

少子化対策

- ライフプランを考える機会の創出
- 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり
- 仕事と家庭をともに大切にするまちづくり（ワーク・ライフ・バランス）

【まちの魅力】

選ばれるまちづくり

- シティプロモーションの推進
- 広域連携による宍粟市の魅力向上
- 移住促進につながる交流の活発化

(1) 集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援

過疎化・少子高齢化が進行する中では、日常生活に最も身近な集落・地域の活性化が、まちの推進力につながるものが特に重要です。このため、市民、地域、団体などが主体となり地域づくりを進め、それを行政が支援するという構図のまちづくりを進める中で、移住希望者に対し閉鎖的ではなく、集落・地域の担い手として積極的に受け入れる意識を高めていくことが必要です。

また、宍粟市への移住を希望する人にとって、住居や仕事の確保、地域の慣習や人づきあいなどについての大きな不安が移住にあたっての壁になると思われます。このような不安を解消し、UターンやIターンなどの移住希望者をスムーズに受け入れるための仕組みづくりを構築していくことが必要です。

目的	集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援
目標	転入者の増加
考え方	<p>●集落・地域の活性化</p> <p>◇集落・地域の活性化を図るため、市民は自治会・地域内での連帯意識を高め、元気な集落、地域づくりに取り組むとともに、高齢者や子どもの見守り、美化、防災などにおける身近な問題は、自治会・地域内で協力して解決し、行政はこれらの活動を支援することで、自立的な地域づくりを推進していきます。また、集落・地域の新たな担い手として、移住希望者を積極的に受け入れる意識の高揚を図っていきます。</p> <hr/> <p>●移住希望者の受け入れ促進に向けた体制の構築</p> <p>◇宍粟市に様々な視点から魅力を感じて移住を希望する方をスムーズに受け入れるため、総合的な情報発信、住まい探し・仕事探しなどの移住相談体制の整備、地域住民との交流やお試し滞在、移住のサポートや移住後のフォローなど、市民、地域、事業者、団体及び行政が一体となり、受け入れ体制の仕組みを構築していきます。</p>

(2) 雇用の創出と就職支援

人口の減少が続いている中、雇用の場の確保は、市民の生活の安定を図るとともに、これからの地域社会・経済を担う若者の定住につなげるうえでも重要な課題です。

このため、農業、林業、商業、工業、観光業など各産業の活性化と異業種の連携によって、雇用の創出に向けた積極的な産業振興策を講じる必要があります。また、このような取組みが地域における経済循環の活性化につながることを期待されます。

さらに、若者が本市に定住し、市内又は通勤圏内に就職できるということは、定住が促進されるとともに、将来的には結婚・出産による人口の増加につながることを期待されます。このため、若者の就職支援についての取組みが必要です。

目的	雇用の創出と就職支援
目標	雇用の場の増加
考え方	<p>●地元企業・事業者の育成と発展</p> <p>◇商工会と連携し、経営指導の強化や融資制度の活用により地元企業・事業者の経営基盤強化を促進するとともに、地元企業・事業者の流出防止対策についても講じていきます。また、農業・林業など、担い手が減少している産業分野における人材の確保・育成への対策を関係団体と行政の連携により進めていきます。</p>
	<p>●雇用の場の確保</p> <p>◇農業、林業、商業、工業、観光業など各産業の活性化を図るとともに、異業種の連携や6次産業化による宍粟市の新たな産業の創出に向け、産官学金などの連携による仕組みの構築を進めていきます。また、学校跡地などを活用した用地確保により、積極的な企業誘致と起業家支援を推進することにより、雇用の創出につなげていきます。</p>
	<p>●若者の就職支援の促進</p> <p>◇本市に居住し、高校・大学などを卒業する若者や進学などに伴い転居した若者が、宍粟市に定住し、市内又は通勤圏内に就職するために、商工会、ハローワーク、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などにおける関係団体と連携を図る中で、合同就職説明会などの就職機会を支援する取組みを推進していきます。</p>

(3) 少子化対策

少子化の主たる要因は、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」、さらには経済的、身体的、心理的負担感や、仕事と家庭の両立が困難であることなどによる「夫婦の出生力の低下」と言われています。宍粟市の合計特殊出生率は、かつては国・県を大きく上回っていましたが、近年は低下傾向にあり、国・県の水準に近づきつつあります。

このため、結婚、妊娠、出産、子育てに関する不安や問題を取り除き、それを望む人の願いが叶う取組みを進めていくことが必要です。また、子どもや子育て世帯が周りの人々に見守られ安心して健やかに暮らすことができる地域の実現をめざし、市民、地域、事業者、団体及び行政が一体となって推進することが必要です。

目的	安心して結婚、妊娠、出産、子育てができるまちづくり
目標	出生率の向上
考え方	<p>●ライフプランを考える機会の創出</p> <p>◇中学・高校時代は、自分の将来について考える大切な時期のひとつです。身近な地域社会について学ぶとともに、現代社会を世界的な視野で捉える中で、将来の多様な選択肢を尊重しながらも、結婚や家庭、職業のことを考える機会を提供していきます。</p> <p>◇結婚を望む独身の男性、女性に対しては、社会福祉協議会などの関係団体との連携により、婚活セミナー、出会いイベントの開催など、結婚のきっかけとなる取組みを展開していきます。</p>
	<p>●安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり</p> <p>◇妊娠から出産、子育てまで一貫して親子の健康をサポートするとともに、経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していきます。また、子育て世帯の移住促進に向けた積極的な取組みを進めていきます。</p>
	<p>●仕事と家庭をともに大切にすまちづくり（ワーク・ライフ・バランス）</p> <p>◇仕事と家庭の両立支援、子育て世帯に配慮した環境の実現に向けては、市役所などの行政機関が率先するとともに、商工会や事業所へも働きかけ、市全体としてそのような風土を築いていく取組みを進めていきます。</p>

※ワーク・ライフ・バランス… 仕事と生活の調和。市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

(4) 選ばれるまちづくり

全国的な人口減少が進行する中では、どの地方自治体においても地域の魅力を高める取組みが進められています。宍粟市としてもさらなる魅力の向上を図り、積極的に情報を発信することにより、市民には「住んで良かった」・「住み続けたい」と思われ、市外の人々からは「訪れたい」・「住んでみたい」・「ビジネスをしたい」と思われるなど「選ばれるまち」となることが重要です。

このため、市内においては、市民、地域、事業者、団体及び行政が、本市の魅力を情報共有する中で、郷土愛を高めていくとともに、市外に向けては本市の魅力を積極的に情報発信していくことで、本市のイメージと認知度を高めることが必要です。また、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携することにより、広域的に魅力を情報発信していくことも必要です。

このような取組みが進むことにより、本市に興味を持つ方が増えることで、訪問、滞在など交流人口が増加し、さらには移住促進につながることを期待されます。

目的	選ばれるまちづくり
目標	宍粟市のイメージと認知度の向上
	<p>●シティプロモーションの推進</p> <p>◇市民が共感でき、市外の人々にも魅力的で記憶に残る宍粟市の統一したイメージ（「宍粟市と言えば〇〇〇〇〇のまち」）を確立するとともに、宍粟市そのものの認知度（市の名称・位置など）の向上を図るため、歴史的・文化的建造物や史跡・名勝、豊かな自然、特産品などといった地域ブランドと相互に連携することにより、宍粟市と地域ブランドの価値を同時に高める仕組みづくりを市民、地域、事業者、団体及び行政が一体となり構築していきます。</p> <p>◇市民、地域、事業者、団体及び行政などの協働により、魅力ある地域資源の再発見や地域ブランド創出などの取組みを進めていく中で、本市の魅力情報を共有し、宍粟市民であることに対する誇りや宍粟市への愛着、さらには連帯感を醸成していく取組みを進めていきます。</p> <p>◇本市が、認知度の向上を図るためには、目的や期待する効果、対象者、情報内容、情報ツールを明確にし、宍粟市を魅力的に感じてもらえる効果の高い情報発信に努めていきます。</p>
考え方	<p>●広域連携による宍粟市の魅力向上</p> <p>◇それぞれの市町が有する様々な地域資源を活かし、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと広域的に連携した取組みを推進することにより、一体的で効果的な情報発信を行い、広域的な魅力、また本市の魅力を高め、観光の振興などにつなげていきます。</p>
	<p>●移住促進につながる交流の活発化</p> <p>◇本市の豊かな自然や歴史・文化資源を活かし、多様なニューツーリズムを企画・展開するとともに、週末や1年のうちの一定期間を農山村などで暮らす「二地域居住」のニーズが高まっていることから、本市においても二地域居住に対応した空き家バンク制度や相談体制の充実、積極的な情報発信、農林業体験ができる環境整備など、二地域居住希望者を受け入れる仕組みを市民、地域、事業者、団体及び行政が一体となり構築していくことにより、交流人口の増加を図り、さらには宍粟市への移住促進につなげていきます。</p>

※シティプロモーション… まちの魅力を磨き上げ、市民のまちに対する愛着や誇りを高めるとともに、まちが持つ様々な地域資源を外に向けてアピールすることで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、まちそのものを全国的に売り込むこと。

※ニューツーリズム… 地域固有の資源を活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた形態の旅行や交流活動のこと。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム（地域の特色ある自然・文化・暮らしへの理解を深める旅行や交流活動など）、グリーンツーリズム（農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態など）、ヘルスツーリズム（自然豊かな地域を訪れ、自然や温泉、料理などを味わい、心身ともに癒やされ、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態など）、産業観光などがあげられ、地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものと期待されている。

※二地域居住… 国土交通省（平成17（2005）年）で提唱されたライフスタイルの1つで、都市住民が定期的・反復的に農山漁村などの同一地域に滞在し、都市の居住に加えた生活拠点を持つこと。

第5章

まちづくりの
基本目標と基本方針

将来像の実現に向けて、大きく2つのまちづくりの基本目標と基本方針の方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち

人口減少・少子高齢化が進む中では、市民が「暮らしやすい」・「いつまでも住み続けたい」と宍粟市で暮らすことを誇りに思い、また、市外の方々からは「訪れたい」・「住んでみたい」と思える魅力あるまちを築いていくことが重要です。

このため、日常生活における生活基盤の維持、充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境を保全し、さらにはその地域資源を活かし地域産業を活性化させるなど、市民が快適で安全・安心に暮らせ、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざします。

基本方針**(1) 魅力と活力あふれる
地域産業を育むまちづくり**

地域経済の活性化を図るためには、農業、林業、商業、工業、観光などの地域産業の振興を図り、安定した雇用環境を整備していくことが重要です。そのためには、それぞれの産業分野で対策を強化することに加えて、相互の連携を強めることにより、新たな取組みを始めることが求められています。

地域経済活性化の原動力として農林業の振興に努め、地産地消や地域ブランドの推進、6次産業化などによる新たな商品やビジネスの創出に向けた仕組みの構築に取り組めます。同時に、豊かな自然や歴史文化を地域資源として最大限に活用し、本市ならではの観光サービスや商品を開発することによって交流人口を拡大し、これを定住人口の拡大につなげていきます。

基本方針 (2) 快適に暮らせるまちづくり

市民生活に最も身近な道路や上下水道など生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進めるとともに、本市の魅力を高めることにより、地元で暮らしたいと願う若者や一人でも多くの方が定住できる環境を整備していくことが必要です。そのため、本市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成します。

また、新たな公共交通システムによるネットワークの充実を進め、日常生活における利便性を向上させるとともに、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの広域的な連携と発展を見据える中で、道路ネットワークの形成、交通ネットワークの充実に向けた取組みを進めていきます。さらに、人口減少に伴い空き家が増加する中、これらを地域資源として活用することにより、良好な生活環境の保全や定住促進を図っていきます。

基本方針 (3) 環境にやさしいまちづくり

森林や田園、水辺空間などの優れた自然環境は、私たちの生活に潤いをもたらすとともに、観光資源としての役割も果たしており、本市の誇れる財産として適切に保全し、次の世代へ引き継いでいく必要があります。

また、この豊かな自然環境を本市だけのものとして捉えるのではなく、地球規模における環境問題を意識した取組みとして推進し、地球温暖化対策や省エネルギー対策、ごみ減量化や再使用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざします。さらに今後は、保全のみならず、積極的に活用すべき資源として、太陽光や小水力、バイオマスなどをはじめとする再生可能エネルギーの普及促進に努めるとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていきます。

※バイオマス… 生物資源(bio)の量(mass)を表す概念であり、家畜排出物や生ごみ、木屑など生物由来の再生可能な有機性資源で化石資源を除いたものを指す。

基本方針 (4) 安全で安心なまちづくり

市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められています。

今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては、防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から、大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進します。また、火災をはじめ、多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから一人ひとりの生命と暮らしを守るため、「自助・共助・公助」による協働の理念のもと、市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を活かした安全・安心なまちをつくります。

基本目標

2. 安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

人口減少・少子高齢化が進む中では、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、安心して健康にいきいきと暮らし続けられるまちを築いていくことが重要です。

このため、保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境をさらに充実させることにより、全ての市民が、生涯を通じて健やかに暮らせ、また安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざします。また、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいをもち、より充実した人生を過ごすことができるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざします。

基本方針

(5) 子どもが健やかに育つまちづくり

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となります。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことです。

宍粟市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し地域の未来を「はぐくんでゆく」。このようなまちの将来を描き、すべての子どもが輝くための取組みを進めていきます。

このため、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、就学前の幼稚園・保育所においては、子どもの集団規模が小規模化し、健全な成長を保つことが難しくなるなど、社会環境の変化に対応していくため、幼保一元化の推進をはじめ、豊かな人間性と社会性が養われる教育・保育環境の充実に取り組んでいきます。また、子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、家庭、地域、学校、行政が相互に連携協力し、地域総がかりの学校づくりに取り組んでいきます。さらに、子どもたちに地域の良さを伝え、地域資源を活用することにより、自分の生まれ育った地域に愛着や誇りを持つ子どもの育成を推進します。

基本方針

(6) 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

人口減少と少子高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携を図り、生涯を通じた健康の保持増進と病気の予防・早期発見に努めるとともに、病気になっても早期治療が受けられる医療体制の確保や、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉体制の充実を図る必要があります。

そこで、すべての市民が生涯を通じて健やかに暮らすことができ、支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム の概念を取り入れ、介護・医療・予防が一体的に提供されるとともに、生活の基盤となる住まいの確保と生活支援・福祉サービスが幅広く受けられる体制の構築に努めます。

※地域包括ケアシステム…住み慣れた地域で健やかに、生きがいをもって、安心した生活を送れるよう、関係機関が連携してサービスを提供するシステム（仕組み）のこと。

基本方針

(7) 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは、地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながります。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていきます。この地域づくりにあたっては、「地元で学ぶ」考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を活かしながら、様々な活動の推進に努めます。

また、人々が性別や年齢等を問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりとともに、男女共同参画の推進を図っていきます。

第6章

計画の着実な
推進に向けて

人口減少、少子高齢化、過疎化の進行や高度情報化の進展、人々の価値観やライフスタイルの変化など社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティ機能の低下、さらには市民ニーズの多様化・高度化などにより、市民個人の努力や行政だけでは対応できない課題が増えています。この課題を解決していくためには、市民、地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働により、まちづくりを進めていく必要があります。

また、厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次総合計画の着実な推進に向けては、財源確保は必要不可欠であり、より一層効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携を図る中で、効果的な取組みを進めていく必要があります。

このため、次の2つの基本的な姿勢を示し、持続的なまちづくりを進めていきます。

1. 参画と協働のまちづくりの推進

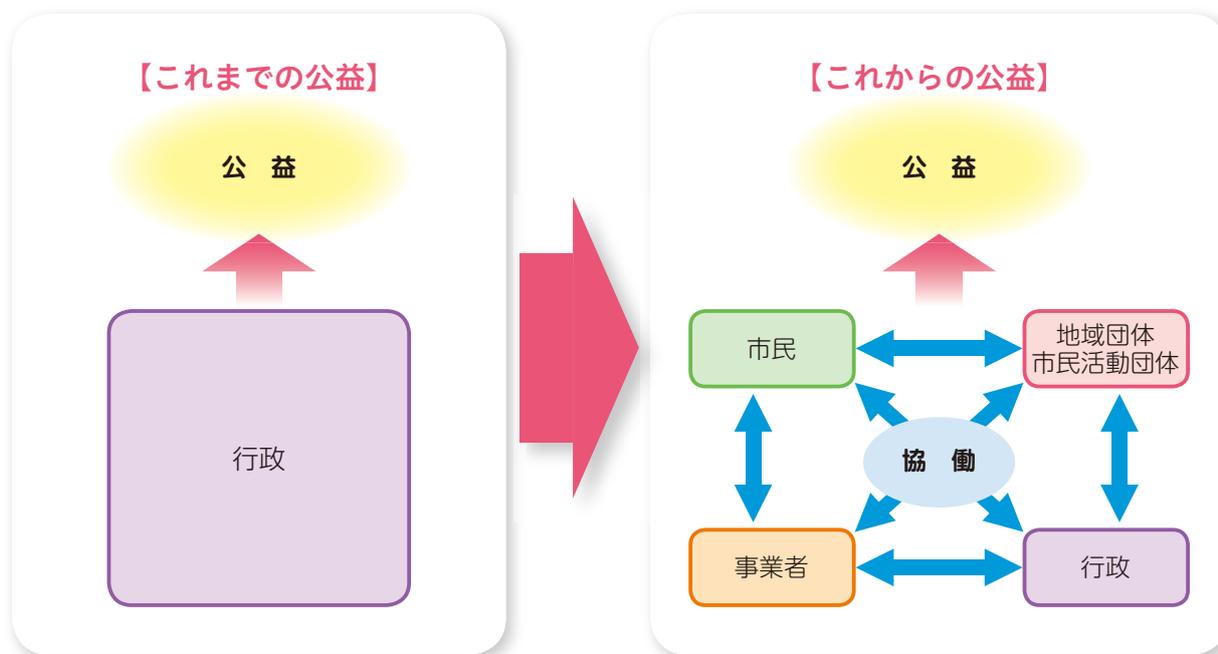
(1) 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進

従来のもちづくりは、行政があらゆる公共サービスの担い手として位置付けられてきましたが、人口減少、少子高齢化、過疎化の進行など社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティや子育て・福祉分野などにおいて新たな課題が発生する中では、市民個人の努力や行政だけでは対応することが困難な事例が多くなっています。

一方、近年、市民においては「何か社会の役に立ちたい」、「地域の活動に積極的に関わりたい」という思いから、まちづくりに貢献する活動団体などへ参加される人も見受けられ、また事業者においても、社会貢献活動に取り組む動きも広がりを見せています。さらには、市民の間にも、地域の様々な課題を解決していこうという機運が広がりつつあります。

平成23(2011)年3月に宍粟市自治基本条例を制定している本市においては、市民、市民の日常生活に密着した自治会や地域、さらに団体や事業者など多様な主体が、新たな公益を担う自立した存在として行政と対等な立場で連携・協力し、協働の関係を築きながらまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、市民へは、市民と市民、市民と行政の協働に対する意識の向上をより一層図っていくとともに、行政職員も多様な主体との協働によるまちづくりに対する意識の向上を図っていきます。また、市民と行政職員がともにまちづくりに関わり、実績を積み重ねることが協働の気運を高めることにつながると考えるため、誰もがまちづくりに参加でき、市民と行政がより密接な連携を深めていく仕組みを構築していきます。



※公益… 公共の利益を縮約した言葉であり、ある社会を構成する個人や集団の私的利益に対して、その社会の全構成員に関わる共通の利益を指す。

※市民公益活動… まちづくりに貢献するため市民が自主的に行う活動(自治基本条例第22条)。

(2) 情報共有の推進

市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が互いに持っている情報を共有し、対話し、理解し合う中で、信頼関係を築いていくことが重要です。

本市では、広報しそう、ホームページ、しーたん通信、しそうチャンネル、フェイスブックなど様々な広報メディアを活用して情報発信を行うとともに、市民提案制度、市政懇談会、市民アンケート、パブリックコメントなどを通じて、市民の意見を行政に幅広く取り入れる機会を設けています。しかしながら、市政の透明性をさらに高めるうえでは、市民の理解を深めるための課題などを市民目線で精査し、そのうえで行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信するとともに、市民からの意見・情報の聴取手段のより一層の充実を図っていきながら、情報が共有され、対話を通じ、市民と行政による協働のまちづくりを推進していきます。

また、豊かな自然、歴史、文化、風土など本市が有する魅力ある地域資源情報を市民と行政が共有し、連帯感を高め、本市への誇りや愛着心を育む取組みを進めていくとともに、本市の魅力を広く国内外へ情報発信し、本市の認知度の向上を図ることが必要です。このため、効果的な情報発信能力の向上をめざし、市民、地域、事業者、団体及び行政などが一体となり、シティプロモーション活動の積極的な展開を図っていきます。

(3) 人づくり、リーダー育成の推進

市民と行政が、本市の将来像をめざし、共通の目標・目的のもと、郷土愛を育みながら共に知恵を出し合い、力を合わせたまちづくりを進めていくうえでは、人づくりとともに、様々な分野で、まちづくりを牽引するリーダーとなる人材を育成していくことが重要な課題となっています。

このため、活動におけるリーダーシップや活動の組み立て方、組織運営のマネジメントなど、必要な知識や技術を身に付けるリーダー養成の機会を創出し、その成果が地域に活かされる仕組みづくりに重点的に取り組みます。また、地域コミュニティ活動やボランティア・NPO活動など市民公益活動への支援などに努め、市民の自主的、主体的なまちづくり活動が持続・発展的に展開されるよう支援するとともに、活動を支え、担っていく人材の確保・育成についても重要なことから、様々な分野において人づくりや交流の場をつくることで、次代を担う子どもたち、女性、高齢者を含め、多様な市民の積極的参加を促しながら取り組みを進めていきます。さらに、行政職員に対しては、地域活動やボランティア活動に対する意識を高め、協働のまちづくりをリードできる人材としての養成に努めていきます。

このような取り組みを通じ、市民活動をより一層活発化させるため、市民が集い、自由に相談・情報交換などができる交流拠点の整備についての検討を進めます。

2. 持続可能な行財政運営の推進

(1) 効果的・効率的な行財政運営の推進

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次総合計画を着実に推進していくためには、歳入確保と歳出抑制を柱とする行財政改革の推進を図り、健全で計画的な財政運営を行っていく必要があります。一方では、限られた財源の中で何を優先して行い、何をやめるのかを選択し、今まさにやるべきこと、やらなければならないことは積極的かつ集中して取り組む必要があります。

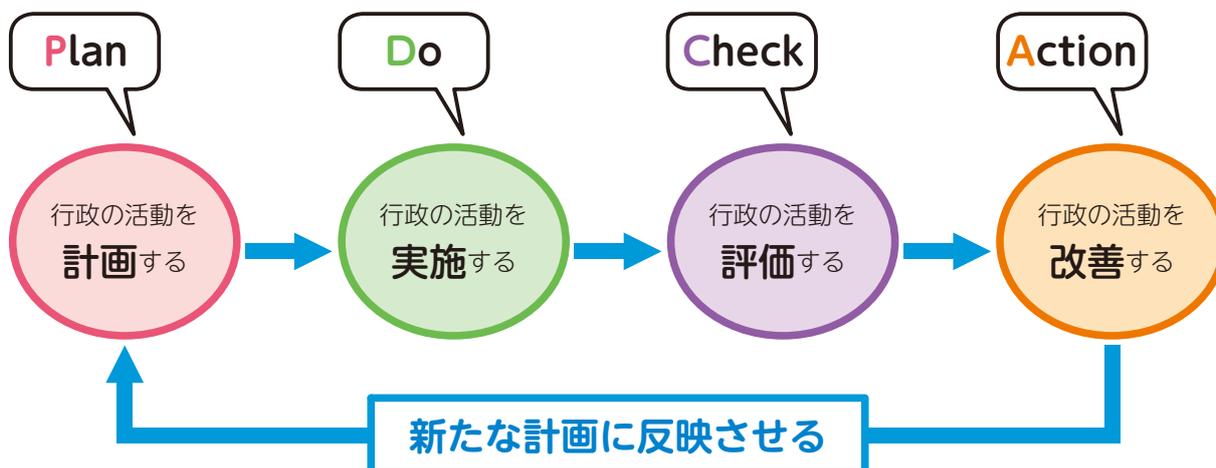
歳入の確保に向けては、徴収率向上への対策強化や、広告料収入・寄付金収入の充実、市有財産の有効活用などにより財源の確保に努めるとともに、各使用料、手数料などの見直しを行い、適正な受益者負担を求めています。

歳出の抑制に向けては、行政評価を活用したPDCAサイクルによる事業の見直しにより、社会の変化に対応した行政運営を行いながら、長期的・計画的な視点から公共施設などの更新・統廃合、長寿命化の推進など、将来を見据え、収入に応じたバランスのとれた支出となる取組みを進めていきます。また、職員数が減少しても、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速に対応できるよう、スリムで効率的な組織体制の構築、職員の能力向上などに取り組んでいきます。

さらには、行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信します。また、市民からの意見・情報の聴取手段をより一層充実させるなど市政に反映させる取組みを進めるとともに、政策立案や計画を策定する段階における市民の参画を推進していきます。

このように、最小の経費で最大の効果をあげる取組みに努め、健全で持続可能な行財政運営を進めていきます。

● PDCA サイクルによる行政運営の推進



(2) 広域連携の推進

住民の日常生活や経済活動が広域化し、住民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携による行政の広域化がますます重要になると考えられます。

特に、地勢的、歴史的、文化的につながりの深い播磨圏域連携中枢都市圏については、人口減少、少子高齢化、経済的沈滞などの課題を共有する中で、行政サービスの効率化、地域の魅力の創出と情報発信、さらには地域産業の活性化などを図っていくため、各市町との連携のもと圏域の潜在力を活かすことにより、より効率的で効果的な質の高い取組みを展開していきます。

また、今後は、観光、防災、道路網、公共交通など様々な分野において、隣接する但馬地域や県域を越えた近隣市町と広域連携を展開していくための方策について、検討・推進に努めていきます。